

官報号外

平成二十六年十一月十三日

○第一百八十七回会衆議院会議録 第十三号

平成二十六年十一月十三日(木曜日)

議事日程 第八号

平成二十六年十一月十三日

午後一時開議

第一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(内閣提出)

第三 原子力損害賠償契約に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(内閣提出)

第五 平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法案(内閣提出)

第六 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(内閣提出)

第七 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

第八 原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求める件

第九 改正する法律案(参議院提出)
第十 原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求める件

十一 平成二十六年十一月十三日 衆議院会議録第十三号 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案

午後一時二分開議

○議長(伊吹文明君) これより会議を開きます。

日程第一 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(伊吹文明君) まず、日程第一です。官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。経済産業委員長江田康幸君。

江田康幸君登壇

○江田康幸君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、創業間もない中小企業の官公需への参入促進と、地域産業資源を活用したふるさと名物の開発や販路の開拓を促進することにより、地域の需要を創生するための措置を講じようとするものであります。

○議長(伊吹文明君) それで、採決をいたしました。以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君) それでは、採決をいたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

○議長(伊吹文明君) 全会一致。御異議なしと認めます。したがつて、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第一に、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を改正し、創業十年未満の中小企業者を新規中小企業者として定義し、契約目標の設定や受注機会増大のための措置等を盛り込んで基本方針を策定するとともに、契約の実績の概要を公表すること

第二に、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律を改正し、市区町村の積極的な関与を促すとともに、地域産業資源を活用する事業者に対する支援措置を拡充すること

第三に、独立行政法人中小企業基盤整備機構法を改正し、同機構の業務に、市区町村に対する協力や受注機会の増大を図るための情報提供等を追加すること

本案は、去る十月三十日本委員会に付託されました。翌三十一日に宮沢経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十一月五日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取し、七日質疑を終局いたしました。昨十二日採決を行った結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。なお、本案に対し附帯決議が付されました。

本案は、去る十月三十日本委員会に付託されました。翌三十一日に宮沢経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、十一月五日に質疑に入り、同日参考人から意見を聴取し、七日質疑を終

委員長の報告を求めます。農林水産委員長江藤拓君。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する

法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔江藤拓君登壇〕

○江藤拓君　ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を二年延長しようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る七日本

委員会に付託されました。

委員会におきましては、昨十二日、山田参議院農林水産委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君)　それでは、採決をいたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊吹文明君)　御異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決をいたしました。

日程第七 原子力損害の補完的な補償に関する

条約の締結について承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

○議長(伊吹文明君)　次は、日程第七、原子力損

害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長土屋品子君。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

各締約国が拠出金を負担して賠償を補完することと、原子力損害に関する訴訟の裁判管轄権は、原則として原子力事故が発生した締約国の裁判所に専属することと、事業者は、原子力損害について無過失責任を負うこと

等であります。

本案は、去る十一月四日に外務委員会に付託され、翌五日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。次いで、昨十二日、質疑を行

い、討論の後、採決を行つた結果、賛成多数をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(伊吹文明君)　採決をいたします。

本案を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊吹文明君)　起立多數。したがつて、本案は委員長報告のとおり承認することに決しました。

(通知書受領)

一、去る十一日、本院は、特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子君及び加藤久和君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一日、本院は、公安審査委員会委員に川本裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十一日、本院は、特許庁委員会委員に板澤幸雄君及び川野辺充子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律

出席国務大臣

外務大臣 岸田 文雄君

文部科学大臣 下村 博文君

農林水産大臣 西川 公也君

経済産業大臣 宮沢 洋一君

官報(号外)

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律		特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律		国家公務員退職手当法の一部を改正する法律		土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律		国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律		(常任委員辞任及び補欠選任)		一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。							
田中 英之君		青山 周平君		井上 貴博君		星野 剛士君		比嘉奈津美君		藤井比早之君		大熊 利昭君		河野 正美君		佐々木憲昭君		福田 昭夫君	
穴見 陽一君		岩田 和親君		星野 剛士君		宮内 秀樹君		比嘉奈津美君		藤井比早之君		大熊 利昭君		河野 正美君		佐々木憲昭君		泉 健太君	
内閣委員		牧島かれん君		小宮山泰子君		井上 貴博君		星野 剛士君		比嘉奈津美君		藤井比早之君		大熊 利昭君		河野 正美君		辻元 清美君	
一、昨十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。		井上 貴博君		村上 史好君		小宮山泰子君		比嘉奈津美君		星野 剛士君		宮内 秀樹君		比嘉奈津美君		藤井比早之君		大熊 利昭君	
辞任		辞任		辞任		辞任		辞任		辞任		辞任		辞任		辞任		辞任	
内閣委員		藤原 崇君		岩田 和親君		星野 剛士君		宮内 秀樹君		比嘉奈津美君		藤井比早之君		大熊 利昭君		河野 正美君		辻元 清美君	
豊田 真由子君		大熊 利昭君		佐々木憲昭君		河野 正美君		佐々木憲昭君		大熊 利昭君		佐々木憲昭君		河野 正美君		辻元 清美君		勝沼 栄明君	
小田原 潔君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		白石 栄明君	
三宅 博君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		中谷 真一君	
木原 誠二君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		宮沢 隆仁君	
中谷 真一君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		佐々木憲昭君		白石 栄明君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君	
堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君		堺本祐之輔君											

平成二十六年十月二十八日提出
質問 第四五号

外務省在外公館の定員割れに関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

意書

本年八月二十三日付新聞報道によると、外務省の在外職員の総定員三千四百八十八人に対し、実際に勤務している職員は三千三百七十八人と、実に百十人の定員割れが生じていることが明らかにされている。またその定員割れはアフリカ、中東、中南米の三地域にある大使館はじめ在外公館において生じていることも報じられている。右を踏まえ、質問する。

官外報

- 一 報道にあるように、外務省在外職員に関する百十人の定員割れが生じ、またそれがアフリカ、中南米、中東の三地域に集中しているといふのは事実か。
- 二 一が事実なら、なぜそのような事態が生じているのか、その理由を説明されたい。
- 三 一が事実として、それにより我が国の対アフリカ、中南米、中東外交に支障は来していないのか否か、説明されたい。
- 四 在外職員のうち定員割れしている百十人の職員は、それぞれ外務本省のどの部署で勤務しているのか、また外務省としてなぜそのような職員配置を行っているのか、それぞれ詳細に説明されたい。
- 五 外務省として、在外職員の定員を割り込んで

でも他の部署へ職員を配置しているということは、そもそも現在設定されている在外職員の定員をもっと少なくしても我が国の外交に支障を來すことはないということであり、定員の設定がそもそも適切ではないことを示していると考えるが、外務省の見解如何。

右質問する。

内閣質一八七第四五号

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館の定員割れに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省在外公館の定員割れに関する質問に対する答弁書

平成二十六年十月二十八日提出
質問 第四六号

検察官によるセクハラ行為に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

右質問する。

検察官によるセクハラ行為に関する質問主意書

本年八月二十日、法務省は前静岡地検検事正

を、部下の女性職員に対してセクハラ行為を働いたとして、減給十分の一(三か月)の懲戒処分を下していると承知する。右を踏まえ、質問する。

一 前文で挙げた前静岡地検検事正によるセクハラ行為の事実関係につき、改めて詳細を説明されたい。

右質問する。

内閣質一八七第四六号

平成二十六年十一月十一日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出検察官によるセクハラ行為に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

大等があり、これら変動する業務量に機動的に対応するため、外務省としては、外務本省の大臣官房等必要な部署に職員を追加的に配置するとともに、これらの職員の一部を内閣官房及び内閣府等の関係機関に併任させている。

三及び五について

実員数が定員数を下回る在外公館においては、限られた職員が兼務により必要な業務を行なう等の取組を行つており、在外公館が行なうべき必要不可欠な業務に支障が生じないよう努めているが、外務省としては、在外公館と外務本省との人員配置のバランス確保等を含めた人的体制の整備を通じ、総合的外交力の強化に取り組んでいく考えである。

三及び五について

実員数が定員数を下回る在外公館においては、限られた職員が兼務により必要な業務を行なう等の取組を行つており、在外公館が行なうべき必要不可欠な業務に支障が生じないよう努めているが、外務省としては、在外公館と外務本省との人員配置のバランス確保等を含めた人的体制の整備を通じ、総合的外交力の強化に取り組んでいく考えである。

二 現職の検察官がセクハラ行為を働いたことに對する政府、特に法務省の見解如何。

四 前文で触れたように、前静岡地検検事正にして減給十分の一(三か月)の懲戒処分が下されている。民間企業であれば、より厳しい処分が下されるものと思料するが、右の処分内容は社会通念上妥当である。

五 過去十年のうちに、前静岡地検検事正に、検察官がセクハラ行為を行つた事例は何件あるか。またそれに対し、当該行為を働いた検察官に対して下された処分の内容、当該職員が現在就いている役職、退職している者に対する退職金の支払いの有無等、詳細を明らかにされたい。

三 前静岡地検検事正は現在も検察官として職務に就いているのか、就いているのなら、現在どのような役職にあるのか、また就いていないのなら、いつの時点で検察官を退任したのか、またその際、退職金は支払われているのか、それ詳細を説明されたい。

官報 (号外)

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出検察官によるセクハラ行為に関する質問に対する答弁書

について

御指摘の検察官は、平成二十六年六月、静岡県において、静岡地方検察庁所属の女性職員に対し、その身体に触れる行為をしたものである。

二について

検事正として職員を指揮監督する立場にあつた者が、一についてで述べた行為をしたことには、誠に遺憾である。

三について

御指摘の検察官は、平成二十六年八月二十日付けで退職しており、その際、当該検察官に対し、退職手当は支払われている。

四について

御指摘の検察官に対する処分は、適正に行われたものと認識している。

五について

人事院規則一〇一〇(セクシユアル・ハラスメントの防止等)第二条第一号において、「セクシユアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいうとされているところ、平成十六年十一月以降、検察官がセクシュアル・ハラスメントをした事例で法務省において把握しているものは御指摘の検察官の事例を含めて十二件ある。

法務省においては、職員に対する懲戒処分の公表に当たっては、「懲戒処分の公表指針について」(平成十五年十一月十日付け総参一七八六人)

事院事務総長通知)を踏まえ、個人が識別され

ない内容のものとするることを基本とし、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等には内容の一部又は全部を公表しないこととしているところ、これに沿つて、御

指摘の検察官の事例以外の十一件について、御

ある場合等には内容の一部又は全部を公表しないこととしているところ、これに沿つて、御

③退職 ④有

①訓告 ②セクシュアル・ハラスメント
③在職

運転」として非難が集まつたのは、京都・亀岡の無免許運転事件のように一度も免許を取得したとのない者が運転する、いわゆる純無免である。

が、平成二十五年十一月の審議当時の警察庁の免許管理システムでは、無免許運転の態様が、純無免なのか、取得後に取り消しにあつた場合なのか、更新し忘れて失効した場合なのか、区別がつかず、無免許運転の態様ごとの死傷事故の実体を把握できなかつた。そこで、無免許運転の態様ごとの危険性を吟味し今後の処罰の在り方を検討するべく、警察庁の免許管理システムを見直す必要があるとの結論から、右記附帯決議第五項が決議された。かかる事情を踏まえ、以下質問する。

一 右記附帯決議後、警察庁の免許管理システムは、無免許運転の態様を区別できるように変更されたのか。かかる事情を踏まえ、以下質問する。

〔別紙〕

衆議院議員林原由佳君提出「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の附帯決議に関する質問に対する

答弁書

一及び二について

警察庁の運転者管理システムについて、無免許運転をした者が運転免許を受けたことがない者又は運転免許を取り消され、若しくは運転免許の失効した者のいずれであるかを判別することができるようにするための変更は行っていない。

三及び四について

御指摘の附帯決議及び参考議院で可決された自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律案に対する附帯決議(平成二十五年十一月十九日参考議院法務委員会)の趣旨を踏まえ、無免許運転の態様別の実態を把握するための方法について検討を行なうなどしているところ、警察庁の運転者管理システムの変更による可能性があることから、同システムの変更以外の方法によることも含め、引き続き、法務省及び警察庁において検討を進めているところであります。

平成二十六年十月三十一日提出
質問 第四八号

再生可能エネルギーの接続可能な量の算定方法に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

再生可能エネルギーの接続可能な量の算定方

法に関する質問主意書

① 平成二十六年十月十六日の第一回系統WGに提出された「資源エネルギー庁案」では、ベースロード電源に該当するとされる電源の内、石炭火力を除く一般水力、原子力及び地熱については、「柔軟な出力調整には技術的制約があることから、可能な限り運転することとする」とされている。そ

の上で、検討断面における出力の想定を決めるにあたって、「電力会社別の震災前過去三十年(三十年経過していない場合は運転開始後の全期間)の設備利用率平均を用い、設備容量を乗じる」ことを提案している。同三十日の第二回系統WGに提出された改訂版の「資源エネルギー庁案」では、一般水力については一部変更をしたもののが、原子力については第一回WGでの提案を維持している。「資源エネルギー庁案」は、需

要穩定には東日本大震災後の変化を反映した需要実績を用いているが、これに対して、供給側特に原子力について、震災後の変化を反映しないことは大きな矛盾である。さらに、計算期間を過去三十年としていることは、トラブル隠し・データ改竄問題等により設備利用率が低迷した近年の影響を相殺する意図があると疑われる。政府

② このように原子力の出力を想定し、再生可能エネルギーの接続可能な量を算定する

とは、原発を維持するために再生可能エネルギー発電を不当に抑制する効果を持ち、極めて問題であると考えるが、政府の見解を明確に示されたい。

③ このように原子力の出力を想定し、再生可能エネルギーの接続可能な量を算定する

容量はそれぞれ何基・何キロワットであるのか、政府の考え方を示されたい。

二

① 第二回系統WGに提出された「資源エネルギー庁案における接続可能な量の拡大方策」の内、「地域間連系線を活用した場合の効果については……様々な要因に影響を受けるが、各電力会社が広域で調達する電源の調整などによって、いかなる効果を持つか、検討することが必要」とし、また、「従

来の取組を超えた地域間連系線の活用や増強による接続可能な量増加については、「電力システム改革の制度設計ワーキンググループでの連系線利用ルール等に関する議論も踏まえつつ、FIT制度の在り方を含めた再エネ導入拡大を検討していくことが必要」としており、結論先送りの印象があつた。政府は、地域間連系線の活用に係る検討及び実行についてどのようなスケジュ

よつて、以下質問する。

② 原発の再稼働については、基数、時期ともに見通しがはつきりとしておらず、高経

年炉等の廃炉についても結論が出ていない。また、敷地内に活動層の存在が疑われる原子炉についても検証作業が継続中である。そうした中で、いかなる基準によつて右記の設備容量を設定するのか、又、現時

点で各電力会社について想定する当該設備容量はそれぞれ何基・何キロワットであるのか、政府の考え方を示されたい。

刻な影響を与えていたこと等を踏まえる必要がある」とされている。現在の我が国の電力供給構造が、「我が国の経済・産業活動や地球温暖化対策への取組に深刻な影響を与えていた」とする根拠を具体的に示されたい。

四 東日本大震災により深刻な事態が生じている福島第一原発にしても、震災が起きる前は誰もがその安全性を疑わず、稼働が続けられていた。しかし、実際には安全ではなかつたこと、自然の力の前には全くの無力であつたことが明らかになつていて、このことを踏まえるなら、川内原発についても、また他の停止中の原発についても、再稼働は行わぬ廃炉に向けた取り組みを進め、代替エネルギーの確立に尽力することが、国民の生命と財産を守るべき政府の役割ではないのか。

右質問する。

内閣衆質一八七第四九号
平成二十六年十一月十一日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出川内原発再稼働の是非に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出川内原発再稼働の是非に関する第三回質問に対する答弁書

つひででお答えしたとおりである。

二について

お尋ねの「万全」が何に対するものなのかが必ずしも明らかではないが、九州電力株式会社川

内原子力発電所(以下「川内原子力発電所」といふ)周辺での火山噴火に対する川内原子力発電所の対策については、先の答弁書(平成二十六年十月十日内閣衆質一八七第一一号)でお答えしたとおりである。

三について

原子力発電の停止分の発電電力量を火力発電の焚き増しにより代替していると推計すると、平成二十六年度に海外に流出する輸入燃料費は、東日本大震災前並(平成二十年度から平成二十二年度までの平均)にベースロード電源として原子力を利用した場合と比べ、約三・七兆円増加すると試算されている。また、現在、エネルギー起源の温室効果ガスの排出は発電部門において大幅に増加しており、一般電気事業者の二酸化炭素排出量は、平成二十二年度の約三・七億トンから平成二十五年度の約四・八億トンへと約一・一億トンの増加となつていて。

内閣衆質一八七第四九号
平成二十六年十一月十一日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出川内原発再稼働の是非に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出川内原発再稼働の是非に関する第三回質問に対する答弁書

ルギー及び再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、原発依存度について可能な限り低減させる方針である。

平成二十六年十月三十一日提出
質問 第五〇号

復興予算の執行に関する第三回質問主意書
提出者 鈴木 貴子

復興予算の執行に関する第三回質問主意書
本年七月三十一日付朝日新聞夕刊において、「復興予算の三十五% なお使い切れず」との見出しが、「復興庁は三十一日、東日本大震災復興のための二〇一三年度予算(七兆円余)のうち、工事業者らへの支払いが済んだ割合が六十四・七%だつたと発表した。前年度の六十四・八%から改善しておらず、約三十五%が使い切れた」との記事(以下、「記事」とする)が掲載されている。

右と「前回答弁書」(内閣衆質一八七第三二号)、「前々回答弁書」(内閣衆質一八七第一五号)並びに「政府答弁書」(内閣衆質一八五第五六号)を踏まえ、再度質問する。

一 「政府答弁書」(内閣衆質一八五第五六号)において、円滑に且つ迅速に復興予算が使われてこなかつたかと当方が説明を求めたところ、「…政府としては、こうした状況を踏まえ、復興庁の体制を強化するとともに、同庁を中心に関係府省の担当者を集めたタスクフォースを設置すること等により、被災地の復旧・復興の加速に努めているところである。」との答弁がなされている。「記事」が事実であれば、被災地の復旧・復興の加速に政府が努めてきたとは到底考

えられず、二〇一三年度においても復興予算が円滑に且つ迅速に使われてこなかつた理由について、前々回質問主意書で問うたところ、「前々回答弁書」では「復興庁名を聞いたところ、「前々回答弁書」では「復興庁において起案し、…」とされている。官職だけではなく、氏名も明らかにされたい。

二 二〇一三年度においても、復興予算の使用率が六十パーセントあまりとなり、予算が余るようになつていているのはなぜなのか説明を求めるところ、「前回答弁書」では「地元との調整に時間を使したこと等により繰越し又は不用が発生しているものの、同年度の復興関連予算の不 unused rate is higher than the budget utilization rate for the previous year. This is due to various factors such as coordination with local governments and delays in spending.」とある。では、二〇一三年度の不用率が前年度と比べてどれだけ減少したのか、具体的に明らかにされたい。

三 二の減少幅は、政府として「減少した」と胸を張つて言えるようなものではなく、「不用率が十分に減少していない」と、本来なら政府として真摯な反省を国民に示すべきではないのか。右質問する。

内閣衆質一八七第五〇号
平成二十六年十一月十一日
内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎
衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出復興予算の執行に関する第三回質問に対する答弁書を送付する。

また、歳入庁については、税制抜本改革法第七条第八号の規定を受け、平成二十五年二月から社会保障・税一体改革担当大臣の下、内閣官房副長官及び関係大臣政務官による「年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム」において、検討を行つたところである。同検討チームが同年八月に取りまとめた「年金保険料の徴収体制強化等に関する論点整理」においては、歳入庁について様々な問題点が指摘され、「国民年金保険料の納付率向上等のためには、・・・国民の意識の変化等を踏まえ保険料徴収の基本的な考え方を整理した上で対策を講ずることが必要であり、組織を統合して歳入庁を創設すれば納付率向上等の課題が解決するものではないとの意見で一致した」とされたところである。政府としては、今後とも、現在の体制の下で、関係機関の連携強化も図りながら、国民年金保険料の納付率向上等に取り組むこととしている。

平成二十六年十月三十一日提出
質問 第五五号

小渕優子後援会事務所の家宅捜索に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

小渕優子後援会事務所の家宅捜索に関する質問主意書
小渕優子後援会事務所の家宅捜索について、法務大臣に質問する。
一 本年十月三十日、小渕優子氏の後援会事務

所 元秘書の折田謙一郎氏の自宅において家宅捜索が行われた。法務大臣の指揮下にある検察

院が行つたものだが、法務大臣に家宅捜索の情報が伝えられたのはいつか、何月何日何時何分であるか詳細を明らかにされたい。

二 家宅捜索が開始される際、テレビなどのメディアが現場にいたが、家宅捜索をするにあたり詳細を知っているのは、検察しかいないと承知する。この事から鑑みて、検察のリーカーによりメディアに情報提供されたと理解してよいのか。

右質問する。

内閣衆質一八七第五五号
平成二十六年十一月十一日
内閣總理大臣國務大臣臨時代理
衆議院議長伊吹文明殿

衆議院議員鈴木貴子君提出小渕優子後援会事務所の家宅捜索に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成二十六年十月三十一日提出
質問 第五五号

小渕優子後援会事務所の家宅捜索に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

一 及び二について
お尋ねは、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関する事柄であり、お答えすることを差し控えたい。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案に

右
国会に提出する。

平成二十六年十月三日
内閣總理大臣 安倍 晋三

「基本方針」という。」に改め、同条第三項中「第一項の方針の要旨」を「基本方針」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「国については」の下に「各省各庁の長(を)、「規定する各省各庁の長」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、「前項の方針」を「基本方針」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

二 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

三 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

第一条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和四十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「おける」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を加える。

第二条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人

二 設立の日以後の期間が十年未満の会社

第三条中「留意しつゝ」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を、「機会」の下に「(以下単に「中小企業者の受注の機会」という。)」を、「おいては」の下に「新規中小企業者及び」を加える。

第四条の見出し中「通知」の下に「及び公表」を加え、同条中「終了後」の下に「新規中小企業者をはじめとする」を加え、同条に次の二項を加える。

2 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(中小企業者に関する契約の方針の作成等)

第五条 各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年

官報 (号外)

<p>域において行われるものに限る。)」及び「(当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の需要の開拓に限る。)」を削り、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>二 地域産業資源ある農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発(当該地域産業資源に係る地域において提供されることとなる役務の開拓に限る。)、提供(当該地域産業資源に係る地域において行われるものに限る。同号において同じ。)又は需要の開拓(当該地域産業資源に係る地域において提供される役務の開拓に限る。同号において同じ。)。</p> <p>第三条次の二項を加える。</p> <p>第五条この法律において「地域産業資源活用支援事業」とは、地域産業資源活用事業を行う者に対する行う地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供、地域産業資源活用事業を行う者の求めに応じて行う当該地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言その他の取組により、地域産業資源活用事業の円滑な実施を支援する事業をいう。</p> <p>第三条第二項第三号及び第四号を次のように改める。</p> <p>三 地域産業資源活用事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 地域産業資源活用事業の内容に関する事項</p>

<p>四 地域産業資源活用事業に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 地域産業資源活用支援事業の内容に関する事項</p> <p>六 地域産業資源活用支援事業に付する次に掲げる事項</p> <p>二 地域産業資源活用事業の促進に当たつて配慮すべき事項</p> <p>第三条第一項第五号を削る。</p> <p>第四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「たつて配慮すべき事項」</p> <p>第三条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>二 関係市町村(特別区を含む。)の長は、前項の地域産業資源の内容に關し、当該都道府県知事に対し、意見を申し出ることができる。</p> <p>第六条第一項中「第八条第二項及び第十二条」を「第十一条第二項及び第十三条第一項」に改め、同条中「第三項」を「第四項」とし、第十八条を第二十二条とする。</p> <p>第十七条第一項中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第三項中「第七条第二項」を「第七条第四項」に、「第七条第一項及び第二项」を「第七条第一項から第三項まで、第八条第一項、同条第三項(第九条第四項において準用する場合を含む。)、第九条第一項から第三項まで」に改め、「認定地域産業資源活用事業」の下に「又は認定地域産業資源活用支援事業」を加え、同条第四項中「及び第二号」を「から規定期限による事項に限る。」を削り、同項第三号中「第三号」を「第四号」に改める。</p> <p>第六条第四項第一号中「及び第二号」を「から規定期限による事項に限る。」を削り、同項第三号中「(以下</p>

<p>「認定地域産業資源活用事業者」という。)」を加え、同項に次のたゞし書を加える。</p> <p>ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>第七条第三項中「第一項」の下に「の変更」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定による」を「第一項の」に改め、「変更の認定」の下に「又は前項の規定による変更の届出」を加え、「行われていない」を「実施されていない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。</p> <p>2 認定地域産業資源活用事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。</p> <p>第十九条第一項中「第十六条」を「第十九条」に改め、同条を第二十二条とし、第十八条を第二十二条とする。</p> <p>第十七条第一項中「第十六条」を「第十九条」に改め、同条を第二十二条とし、第十八条を第二十二条とする。</p> <p>第十四条中「認定地域産業資源活用事業」の下に「又は認定地域産業資源活用支援事業」を加え、「認定地域産業資源活用事業者」を「認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者」に改め、「当該認定地域産業資源活用支援事業者」を「必要な」の下に「情報の提供又は」を加え、同条を第十八条とする。</p> <p>第十五条の見出しを「(情報の提供等)」に改め、同条中「都道府県」を「地方公共団体」に、「認定地域産業資源活用事業を行う者」を「認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者」に改め、「当該認定地域産業資源活用支援事業者」を「必要な」の下に「情報の提供又は」を加え、同条を第十九条とする。</p>
--

<p>う者」を「認定地域産業資源活用事業者」に改め、「に対し、」の下に「当該」を加え、同条に次の一項を加える。</p> <p>2 主務大臣は、認定地域産業資源活用支援事業計画の実施状況について報告を求めることができる。</p> <p>第十六条を第十九条とする。</p> <p>第十五条の見出しを「(情報の提供等)」に改め、同条中「都道府県」を「地方公共団体」に、「認定地域産業資源活用事業を行う者」を「認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者」に改め、「当該認定地域産業資源活用支援事業者」を「必要な」の下に「情報の提供又は」を加え、同条を第十八条とする。</p> <p>第十四条中「認定地域産業資源活用事業」の下に「又は認定地域産業資源活用支援事業」を加え、「認定地域産業資源活用事業者」を「認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者」に改め、「当該認定地域産業資源活用支援事業者」を「必要な」の下に「情報の提供又は」を加え、同条を第十九条とする。</p> <p>第十三条の見出しを「(国、地方公共団体等の施策)」に改め、同条中「「地方公共団体」として、中小企業による地域産業資源を活用して、中小企業の自然的経済的条件に応じて、中小企業のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。</p>
--

第十一條を第十三條とし、同条の次に次の二条を加える。

(商標法の特例)

第十四条 特許庁長官は、認定地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（次項において「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録（商標法昭和三十四年法律第二百二十七号）第七条の二第一項に規定する地域団体商標の商標登録をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、同法第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料を納付すべき者が当該認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定めるところにより、当該登録料（当該認定計画の実施期間内に地域団体商標の商標登録を受ける場合のもの又は当該実施期間内に地域団体商標に係る商標権の存続期間の更新登録の申請をする場合のものに限りる。）を軽減し、又は免除することができる。この場合において、同法第十八条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「納付があつたとき」とあるのは、「納付又はその納付の免除があつたとき」とする。

特許庁長官は、認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者が当該認定地域産業資源活用商品等に係る認定地域産業資源活用事業の認定地域産業資源活用事業者であるときは、政令で定める

3 商標法第四十条第一項若しくは第二項又は
第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録
料は、商標権が第一項の規定による登録料の
軽減又は免除(以下この項において「減免」と
いう。)を受ける者を含む者の共有に係る場合
であつて持分の定めがあるときは、同法第四
十条第一項若しくは第二項又は第四十一条の
二第一項若しくは第二項の規定にかかるら
ず、各共有者ごとにこれらに規定する登録料
の金額(減免を受ける者にあつては、その減
免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た
額を合算して得た額とし、その額を納付しな
ければならない。

4 商標登録出願により生じた権利が第二項の
規定による商標登録出願の手数料の軽減又は
免除(以下この項において「減免」という。)を
受ける者を含む者の共有に係る場合であつて
持分の定めがあるときは、これらの者が自己
の商標登録出願により生じた権利について商
標法第七十六条第二項の規定により納付すべ
き商標登録出願の手数料は、同項の規定にか
かわらず、各共有者ごとに同項に規定する商
標登録出願の手数料の金額(減免を受ける者
にあつては、その減免後の金額)にその持分
の割合を乗じて得た額を合算して得た額と
し、その額を納付しなければならない。

5 前二項の規定により算定した登録料又は手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域産業資源活用促進業務)

第十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、次の各号のいずれかに掲げる事業を行う市町村(特別区を含む)。次条第二項において同じ。に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けの業務を行う。

一 認定地域産業資源活用事業者に対し、当該認定地域産業資源活用事業を行ふのに必要な資金の貸付けを行うこと。

二 認定地域産業資源活用支援事業者に対し、当該認定地域産業資源活用支援事業を行ふのに必要な資金の貸付けを行うこと。

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を促進するため、認定地域産業資源活用事業者又は認定地域産業資源活用支援事業者からの依頼に応じて、その行う認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第十一条第一項中「食品流通構造改善促進機構は、「を削り、「第十二条各号」を「第十一條第一項の規定により指定された食品流通構造改善促進機構は、同法第十二条各号」に改め、「認定

地域産業資源活用事業の下に「又は認定地域産業資源活用支援事業」を加え、「の保証」を「を保証すること。」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業について、その実施に要する費用の一部を負担して当該認定地域産業資源活用事業又は当該認定地域産業資源活用支援事業に参加すること。

第十条第一項第三号中「を行う」を「又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する」に、「受けてする」を「受けて」に、「に従つた」を「又は認定地域産業資源活用支援事業計画に従つて」に改め、「整備」の下に「を行うこと。」を加え、同項第四号を次のように改める。

四 認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業を実施する食品製造業者等に対し、必要な資金のあつせんを行つこと。

第十条第一項第五号中「附帯する業務」の下に「を行うこと。」を加え、同条第二項の表第十三条第一項の項中「以下」を「平成十九年法律第三十九号。以下」に、「第十条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同表第十八条第一項、第十二条第一項第一号」に改め、同表第十四条第一項の項中「第十条第一項第一号」を「第十二条第一項第一号」に改め、同表第十九条第一項及び第二十条第一項第一号の項中「第十条第一項各号」を「第十二条第一項各号」に改め、同条を第十二条とし、第九条を第十二条とする。

第八条第一項の表第三条第一項の項中「第八条第一項」を「(平成十九年法律第三十九号)第十一条第一項」に改め、同条第二項中「第七条第二項」を「(平成十九年法律第三十九号)第七条第三項」に改め、同条第三項中「第八条第一項」を「(平成十九年法律第三十九号)第十条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 認定地域産業資源活用支援事業者であつて、当該認定地域産業資源活用支援事業計画に基づく地域産業資源活用支援事業(以下「認定地域産業資源活用支援事業」という。)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定地域産業資源活用支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、同法第三条第一項中「借り入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」と、同法第三条の二第一項中「借り入れ」とあるのは「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十条第六項に規定する認定地域産業資源活用支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

第八条を第十条とし、第七条の次に次の二条を加える。

(地域産業資源活用支援事業計画の認定)
第八条 一般社団法人若しくは一般財団法人(一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。)又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人(その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。)は、単独で又は共同で行おうとする地域産業資源活用支援事業に関する計画(以下「地域産業資源活用支援事業計画」とい

合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条の次に一条を加える改正規定は、平成二十七年十月一日から施行する。

二 前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らして適切なものであること。
域産業資源活用支援事業を確実に遂行するために適切なものであること。

(地域産業資源活用支援事業計画の変更等)

第九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定地域産業資源活用支援事業者」という。)

は、当該認定に係る地域産業資源活用支援事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

以下この条において同じ。)から適用し、平成二十六年度までの年度に係る国等の契約について

は、なお従前の例による。

2 認定地域産業資源活用支援事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 主務大臣は、前条第一項の認定に係る地域

産業資源活用支援事業計画(第一項の変更によ

る認定又は前項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下「認定地

域産業資源活用支援事業計画」という。)に従つて地域産業資源活用支援事業が実施され

ていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の変更の認定

について準用する。

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る地域産業資源活用支援事業計画が次の各号のいずれにも適

資源活用事業促進法第二条第三項に規定する地域産業資源活用事業について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正)

第七条 次に掲げる法律の規定中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に改める。

一 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第五十一条の二第一項及び第五十六条の二第一項

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第四十条の四及び第五十二条

第一項

(小規模企業共済法の一部改正)

第八条 小規模企業共済法(昭和四十年法律第百二号)の一部を次のように改正する。

官報 (号外)

第十六条の二中「第十五条第二項第八号」を「第十五条第二項第九号」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十一号、第十三号、第十五号並びに第十六号」を「第十一号、第十四号、第十六号並びに第十七号」に、「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

(産業競争力強化法の一部改正)

第十条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一百十九条中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改める。

理由

我が國経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るために方針を定めることとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、創業間もない中小企業の官公需への参入を促進し、また、地域産業資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を促進することにより、地域をあげて中小企業・小規模事業者の商品・サービスへの需要を掘り起こすための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律を改正し、創業十年未満の中小企業者を新規中小企業者として定義し、新規中小企業者等との契約目標の設定、受注機会の増大のための措置等を盛り込んだ基本方針を策定するとともに、国等の契約の実績の概要を公表すること。

2 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律を改正し、市区町村の役割を明確化することにより積極的な関与を促し、また、一般社団法人等が地域産業資源を活用した商品等の需要の動向に関する情報提供等を行う地域産業資源活用事業を支援すること等により、消費者嗜好を捉えた「ふるさと名物」の開発・販路開拓を促進する仕組みを創設すること。

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構法を改正し、中小企業基盤整備機構の業務について、地域資源を活用した事業活動を促進する

ための市区町村を通じた貸付けを追加し、また、各省各庁等の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るための情報提供等の受注の機会の増大を図ること。

4 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、創業間もない中小企業の官公需への参入を促進し、また、地域産業資源を活用した「ふるさと名物」の開発・販路開拓を促進することにより、地域をあげて中小企業・小規模事業者の商品・サービスへの需要を掘り起こすための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年十一月十二日
経済産業委員長 江田 康幸

衆議院議長 伊吹 文明殿
〔別紙〕

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案に
に関する法律等の一部を改正する法律案に
対する附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について
適切な措置を講ずべきである。
一 国等の契約の基本方針の策定及び毎会計年度
又は毎事業年度の終了後の契約実績の概要の公
表に当たっては、官公需契約の総発注量に占め

る創業十年未満の新規中小企業者の割合等を明示すること。

二 官公需における中小企業者の受注率を高める

ことにより、随意契約や一社発注などの比率が必要以上に高まり、競争が後退することのないよう、契約の競争性・透明性の確保と適正化により一層努力すること。なお、官公需の発注に際しては、国等は小企業者（おおむね従業員五人以下）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮を行うほか、官公需適格組合制度の活用促進に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき適切な調達業務がなされるよう、当該法律をはじめとする官公需に関する法制度・施策を個々の発注担当者に十分理解させるべく周知徹底に努めること。併せて、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対しては、国等の契約の基本方針に協力雇用主に対する配慮を盛り込む等、政府全体で支援の推進に努めること。

三 ベンチャー企業の支援策について

ことに対する評価及び検証を行つた上で、ベンチャー企業が起業準備段階に始まり、起業、成長の各段階においてその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材、情報等、適切かつ総合的な支援に努めること。

四 地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業の実施に際しては、各事業の効果を測る評価指標を確立するとともに、事業の実施状

況を適切に把握すべく関係自治体等と密に連携しながら適切なフォローアップを行うこと。

五 地域におけるエネルギーの地産地消を実現するための分散型エネルギー社会の構築が地域経

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

右
国会に提出する。

平成二十六年十月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三

右
国会に提出する。

平成二十六年十月二十四日
内閣総理大臣 安倍 晋三

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案

関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 原子力損害賠償資金の補助（第三条）
- 第三章 負担金
- 第一節 一般負担金（第四条—第九条）
- 第二節 特別負担金（第十条—第十二条）
- 第四章 雑則（第十三条—第十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

七 中小企業者に対する各種支援策については、非常に多数の施策が用意されている上、施策が短いサイクルで頻繁に変更されることから、事業者にとって分かりにくいものとなつてゐることに鑑み、施策の積極的な周知に努めること。

三 ベンチャー企業の支援策について

ことに対する評価及び検証を行つた上で、簡素で利用しやすい体系に再構築すること。

四 地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業の実施に際しては、各事業の効果を測る評価指標を確立するとともに、事業の実施状

2 この法律において「原子力事業者」とは、規制法第二十三条第一項の許可（船舶に設置する試験研究用等原子炉（同項に規定する試験研究用等原子炉をいう。）に係る許可を除く。）を受けた者及び賠償法第二条第三項第三号から第八号までに掲げる者（国を除く。）並びにこれらの者であつた者であつて、原子炉の運転等（同条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）をしているもの（原子炉の運転等をしていたものを含む。）をいう。

第三章 原子力損害賠償資金の補助

第三条 国は、原子力事業者が原子力損害の賠償請求権に係る債務について弁済をした金額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつた金額の合計額に相当する金額が原子力損害の発生の原因となつた事実について政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、裁判所が管轄権を有することとされているとき

（定義）

第二条 この法律において「原子力損害」とは、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法

は、当該原子力事業者に対し、政令で定めると
ころにより、予算の範囲内において、当該原子
力損害のうち次に掲げるもの（第十条第一項及
び第十二条において「対象原子力損害」という。）
に係る原子力損害賠償資金の一部を補助するも
のとする。

一 条約の締約国（次号において単に「締約国」
といふ。）の領域内において生じたもの

二 公海（海洋法に関する国際連合条約（二）にお
いて「国連海洋法条約」という。）に規定する排
他的経済水域（二）において単に「排他的経済水
域」という。）を含む。又はその上空において
生じたものであつて、次のいずれかに該当す
るもの

イ 締約国、締約国の公共団体若しくはこれ
に準ずるもの、締約国の法令に基づいて設
立された法人その他の団体、締約国の国籍
を有する者又は条約に基づき締約国がその
いう。が受けたもの

ロ 締約国の国籍を有する船舶若しくは航
機内で生じたもの又は当該船舶若しくは航
空機について生じたもの

ハ 締約国等が設置する人工島、施設若しく
は構築物において生じたもの又は当該人工
島、施設若しくは構築物について生じたも
の

二 締約国の排他的経済水域若しくはその上
空又は国連海洋法条約に規定する大陸棚に
おける天然資源の探査又は開発のための活
動に關し生じたもの

第三章 負担金

第一節 一般負担金

（一般負担金の徴収及び納付義務）

第四条 文部科学大臣は、条約第四条（c）の規定
によりその額が算定される拠出金に要する費用
に充てるため、原子力事業者（原子炉の運転等
をしているものに限る。以下この節において同
じ。）から、毎年度、一般負担金を徴収する。
2 原子力事業者は、一般負担金を徴収する義務
を負う。

（一般負担金の額の算定方法）

第五条 各原子力事業者がから徴収する一般負担金
の額の算定方法は、条約第四条（c）の規定によ
り我が国についてその額が算定される拠出金の
額、各原子力事業者が行う原子炉の運転等の行
為の種類その他の事情を考慮して、政令で定め
る。

（一般負担金の額の決定、通知等）
第六条 文部科学大臣は、前条の政令で定める一
般負担金の額の算定方法に従い、各原子力事業
者が納付すべき一般負担金の額を決定し、当該
各原子力事業者に対し、その者が納付すべき一
般負担金の額及び納付期限その他必要な事項を
通知しなければならない。

2 文部科学大臣は、一般負担金の額を算定する
ため必要があるときは、原子力事業者に対し、
資料の提出を求めることができる。

（一般負担金の納付の督促等）
第七条 文部科学大臣は、前条第一項の規定によ
る通知を受けた原子力事業者がその納付期限ま
でに一般負担金を納付しないときは、督促状に

よつて納付すべき期限を指定して督促しなけれ
ばならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による督促をし
た場合においては、文部科学省令で定めるところ
により、延滞金を徴収することができる。こ
の場合において、延滞金は、年十四・五パーセ
ントの割合で計算した額を超えない範囲内で定
めなければならない。

（先取特権の順位）

第八条 一般負担金その他この節の規定による徴
収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次
ぐものとする。

（徴収金の徴収手続）

第九条 一般負担金その他この節の規定による徴
収金は、この節に別段の定めがある場合を除
き、国税徴収の例により徴収する。

第二節 特別負担金

（特別負担金の徴収及び納付義務）

第十条 文部科学大臣は、条約第四条（b）の規定
によりその額が算定される拠出金に要する費用
に充てるため、原子力事業者であつて、その原
子力損害（対象原子力損害を含む場合に限る。）
の賠償請求権に係る債務について弁済をした金
額及び当該賠償請求権を有する者の承諾があつ
た金額の合計額に相当する金額が原子力損害の
発生の原因となつた事実について政令で定め
る金額を超えたものから、特別負担金を徴収す
る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が
あるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪

（特別負担金の額の算定方法）
第十二条 第六条から第九条までの規定は、第十
一条第一項に規定する原子力事業者から徴収する
特別負担金について準用する。この場合におい
て、第六条第一項中「前条」とあるのは「第十一
条」と、第八条及び第九条中「この節」とあるの
は「次節」と読み替えるものとする。

（報告徴収及び立入検査）

第十三条 文部科学大臣は、この法律の施行に必
要な限度において、原子力事業者に対し必要な
報告を求め、又はその職員に、原子力事業者の
事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り
り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検
査させ、若しくは関係者に質問させることがで
きる。

（第四章 雜則）

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が
あるときは、これを提示しなければならない。

（文部科学省令への委任）
第十四条 この法律に定めるもののほか、この法

官報(号外)

法律の実施のため必要な事項は、文部科学省令で定める。

(罰則)

第十五条 第十三条规定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

2 第二章及び第三章第二節の規定は、この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における当該原子力損害の賠償について、適用しない。

理 由

原子力損害の補完的な補償に関する条約の適確かつ円滑な実施を図るため、原子力損害を賠償するため必要な資金の補助その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

3 施行期日

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

四 政府は、原発輸出に関し、必要以上にその道を開くことにつながらないよう、両法の慎重な運用に努めること。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正す

る法律案

国会に提出する。

右

平成二十六年十一月十二日

文部科学委員長 西川 京子

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成二十六年十月二十四日

衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正す

る法律案

正する法律

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第一条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第九条」を「・第九条の二」に改める。

第三条第一項第五号中「次項及び次条第二項において」を「以下」に改める。

第三条第一項中「原子力事業者間に」の下に「書面による」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

(被害者に重大な過失がある場合における損害賠償の額の算定)

第四条の二 第三条の場合において、被害者に重大な過失があつたときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

第五条第一項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」を「他にその損害の発生の原因について責めに任すべき自然人があ

平成二十六年十一月十三日 衆議院会議録第十三号 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案及び同報告書

一一一

るとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。)に改め、同条第二項中「関し」の下に「書面による」を加える。

第三章第二節中第九条の次に次の二条を加える。

(責任保険契約の解除の制限)

第九条の二 保険者は、責任保険契約を解除しようとするときは、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 文部科学大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、その旨を当該責任保険契約の被保険者に通知しなければならない。

3 責任保険契約の解除は、文部科学大臣が当該解除に係る第一項の規定による届出を受理した日から起算して九十日の後に、将来に向かってその効力を生ずる。

4 核燃料物質等の運搬に係る責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間ににおいては、これを解除することができない。

5 前二項の規定に反する特約で被保険者に不利なものは、無効とする。

附則第四条第二項中「その損害が第三者の故意により生じたものであるとき」を「他にその損害の発生の原因について責めに任すべき自然人があるとき(当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合に限る。)」に、「当該第三者」を「当該自然人」に改める。

(原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正)

第二条 原子力損害賠償補償契約に関する法律

(昭和三十六年法律第百四十八号)の一部を次のよう改正する。

第十五条第一項中「一に」を「いざれかに」に改め、同項第四号中「第十七条第二項」を「第十八

条第二項】に改める。

第十八条を第十九条とする。

第十七条第二項中「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物」を「核燃料物質等」に改め、同項を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の次に次の二条を加え

(補償契約の解除の制限)

第十六条 核燃料物質等(賠償法第二条第一項第五号に規定する核燃料物質等をいう。以下この条及び第十八条第二項において同じ。)の運搬に係る補償契約については、政府は、第

十四条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間ににおいては、これを解除することができない。

附則 第一条 この法律は、原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結に伴い、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害を賠償する責任に関する特約については書面によらなければならないことと約については書面によらなければならないこととすることとともに、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約については当該契約の保険者は当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においてはこれを解除することができないこととすること。

部改正

2 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償契約については、政府は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないこととすること。

3 施行期日

この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に行われている核燃料物質等(第一条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律(次項において「旧賠償法」という。)第一項第五号に規定する

核燃料物質等をいう。)の運搬については、第一の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律(以下「新賠償法」という。)第三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 新賠償法第四条の二の規定は、この法律の施行前に原子力損害(旧賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。次項において同じ。)の発生の原因となつた事実が生じた場合における損害賠償の額の算定については、適用しない。

3 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新賠償法第九条の二の規定は、この法律の施行前に締結された原子力損害賠償責任保険契約については、適用しない。

5 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

7 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

10 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

11 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

12 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

13 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

14 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

16 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

18 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

19 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

20 この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となつた事実が生じた場合における求償権については、新賠償法第五条及び附則第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

二 議案の目的及び要旨

本案は、原子力損害の補完的な賠償に関する

条約(以下「条約」という。)の締結に伴い、我が国の原子力損害賠償制度を条約上の制度と適合させるために必要な措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 原子力損害の賠償に関する法律の一部改正

(一) 原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償の責任については、書面によることとする。

(二) 核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においては、これを解除することができないことをとする。

(三) 原子力損害賠償補償契約については、保険者は、当該核燃料物質等の運搬の開始後その終了までの間においてはこれを解除することができないことをとする。

(四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(二十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(三十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(四十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(五十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(六十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(七十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(八十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(九十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十二) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十三) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十四) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十五) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十六) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十七) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十八) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百二十九) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百三十) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

(一百三十一) 原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正

<div data

官報 (号外)

上の制度と適合させるため所要の措置を講ずる
本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと
議決した次第である。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を
付することに決した。

右報告する。

平成二十六年十一月十二日

文部科学委員長 西川 京子
衆議院議長 伊吹 文明殿

〔別紙〕

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力
損害賠償補償契約に関する法律の一部を改
正する法律案に対する附帯決議

政府は、今後、次の事項について特段の配慮を
すべきである。

一 原子力損害賠償制度に係る国際的枠組みが、
各國及び我が國の国民の福祉の向上に資するも
のとなるよう、我が国は、近隣諸国を含む国際
社会に対し、原子力損害賠償に関する条約への
加盟を促す等不斷の働きかけを行うこと。

二 政府は、原子力損害の賠償の負担が適切に分
担されるよう、原子力事業者と関連事業者との
契約関係の適切な在り方に留意すること。

三 政府は、東京電力福島第一原子力発電所の事
故に係る損害賠償の現状を踏まえ、充分かつ迅
速な賠償が行われるよう、原子力損害賠償制度
について、その抜本的見直しも含め、更なる総
合的な検討を行うこと。

四 政府は、原発輸出に関し、必要以上にその道
を開くことにつながらないよう、両法の慎重な
運用に努めること。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東
京パラリンピック競技大会特別措置法案

右
国会に提出する。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

第二章 東京オリンピック競技大会・東京パラリン
ピック競技大会推進本部

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員
を指揮監督する。

(東京オリンピック競技大会・東京パラリン
ピック競技大会推進副本部長)

京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び
基本方針の策定について定めるとともに、国有
財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものと
する。

第二条 大会の円滑な準備及び運営に関する施策
を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、
東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック
競技大会推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(設置)

第六条 本部に、東京オリンピック競技大会・東
京パラリンピック競技大会推進副本部長(次項
及び次条第二項において「副本部長」という。)を
置き、内閣官房長官及び東京オリンピック競技
大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣
(内閣総理大臣の命を受け、大会の円滑な準
備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な
推進に關し内閣総理大臣を助けることをその職
務とする國務大臣をいう。)をもつて充てる。

第七条 本部は、本部長の職務を助ける。
(東京オリンピック競技大会・東京パラリン
ピック競技大会推進本部員)

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
(東京オリンピック競技大会・東京パラリン
ピック競技大会推進本部員)

第七条 本部に、東京オリンピック競技大会・東
京パラリンピック競技大会推進本部員(次項に
おいて「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての
國務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第八条 本部は、その所掌事務を遂行するため必
要があると認めるときは、関係行政機関、地方
公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法
(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定
する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法
人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十

第三章 東京パラリンピック競技大会特別措置法
第一条 この法律は、平成三十二年に開催される
東京オリンピック競技大会及び東京パラリン
ピック競技大会(以下「大会」と総称する。)が大
会推進副本部長及び東京オリンピック競技大
会・東京パラリンピック競技大会推進本部員を
もつて組織する。
(東京オリンピック競技大会・東京パラリン
ピック競技大会推進本部長)

第四条 本部は、東京オリンピック競技大会・東
京パラリンピック競技大会推進本部長、東京オ
リンピック競技大会・東京パラリンピック競技
大会推進副本部長及び東京オリンピック競技大
会・東京パラリンピック競技大会推進本部員を
もつて組織する。

第五条 本部の長は、東京オリンピック競技大
会・東京パラリンピック競技大会推進本部長
に資するため、大会の円滑な準備及び運営
に資するため、東京オリンピック競技大会・東
京パラリンピック競技大会特別措置法案及び同
報告書

4 任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。
5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、組織委員会からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
6 第一項の規定により組織委員会において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、組織委員会において特定業務を行うものとする。
7 第一項の規定により派遣された国の職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。
8 第一項の規定による国の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第百四条の規定は、適用しない。
(職務への復帰)
第十八条 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。
2 任命権者は、派遣職員が組織委員会における職員の地位を失った場合その他的人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならぬ。
(派遣期間中の給与等)
第十九条 任命権者は、組織委員会との間で第十七条第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される国の職員が組織委員会から受けける特定業務に係る報酬等について、当該国(組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならぬ)の職員がその派遣前に従事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならぬ。
2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受けける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。
3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)で定められる。
3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。
4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)と、『及び国の負担金』とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第一号)第八条第一項に規定する組織委員会(以下「組織委員会」と共済法の短期給付に関する規定(国共済法第六
4 八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、派遣職員には、適用しない。この場合において、国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(国共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が派遣職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に退職(国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなし、派遣職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用についても同じ。)とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。」及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第二号」と、「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)とあるのは「並びに同条第四項」と、「同条第四項」とあるのは「同項」と、「国 特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。
5 前項の場合において組織委員会及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。
(児童手当法の特例)
第二十一条 派遣職員に関する児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、組織委員会を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。
(国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任)
第二十二条 この法律に定めるもののほか、派遣

職員に関する國家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)、児童手当法その他これらに類する法律の適用關係の調整を要する場合におけるその適用關係その他必要な事項は、政令で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

官報(号外)

第二十三条 第十七条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国の人員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、組織委員会における特定業務(当該特定業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を含む。)を公務とみなす。

(国家公務員退職手当法の特例)

第二十四条 第十七条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後に当該国の職員が退職した場合における国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十二号)の規定の適用については、組織委員会における特定業務に係る業務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条

第二項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

(人事院規則への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、組織委員会において國の職員が特定業務を行うため派遣に關し必要な事項は、人事院規則で定めつては、第十七条第一項の規定による派遣の

期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

(防衛省の職員への準用等)

第二十七条 第十六条から前条までの規定は、國家公務員法第二条第三項第十六号に掲げる防衛省の職員(法律により任期を定めて任用される他の政令で定める職員を除く。)の派遣について規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第二十五条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する遇については、部内の他の職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

六項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十三条第一項」と、「國家公務員災害補償法」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十九年法律第六十五号)第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

2 前項において準用する第十七条第一項の規定により派遣された自衛官(次項において「派遣自衛官」という。)に関する自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

3 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十九年法律第二百六十六号)第二十二条の規定は、派遣自衛官には、適用しない。

(組織委員会の役員及び職員の地位)

第二十八条 組織委員会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣法の一部改正)

第二条 内閣法の一部を次のよう改訂する。

附則第二項中「復興庁が廃止されるまでの」を「東京オリンピック競技大会・東京パラリン

法第九十五号)第二十三条第一項及び附則第

ピック競技大会推進本部が置かれている」に改める。

附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の二項を加える。

3 復興庁が廃止されるまでの間における第二

条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同項第二項中「十四人」とあるのは「十六人」と、同項第三項中「十七人」とあるのは「十九人」とする。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則百五十九条の五の次に次の二条を加える。

(平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第一百五十九条の六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第号)

の一部を次のように改正する。

第二十条第一項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 派遣職員に関する国共済法第二十二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各府の長(環境大臣を含む)、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラ

リンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第号)第八条第一項に規定する組織委員会(以下「組織委員会」という。)及び国」と、「第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに厚生年金保険法」とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは組織委員会及び国」と、同条第四項中「第九十九条第二項第三号に掲げる費用及び同条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以トこの項において同じ。)の規定により負担することとなる費用(同条第五項の規定により負担することとなる費用にあつては、長期給付(基礎年金拠出金を含む。)に係るものに限る)並びに厚生年金保険法とあるのは「厚生年金保険法」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは組織委員会及び国」とする。

第二十条第四項を削り、同条第五項中「同

項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに

関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 子ども・子育て支援法及び就学前の子ど

もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の次に次の二条を加える。

(平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第六十六条の二 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の見出しを「(子ども・子育て支援法の特例)」に改め、同条中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」に、「第二十条第一項第四号」を「第六十九条第一項第四号」に改める。

第二十二条中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に改める。

第二十一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第四十一条第二項」を第三十九条第二項に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

(平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員に関する第三十八条の規定によりなお從前の例によることとされた旧児童手当法第二十条第一項に規定する

拠出金の徴収については、前条の規定による

改正後の平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十一条の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「第二十条」を「第二十一

条」に改める。

附則に次の一項を加える。

(平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第二十一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第四十一条第二項」を第三十九条第二項に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

第二十条第四項中「国が」の下に「同項の規

定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び「を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして

次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「第三号」と、「当該各号」とあるのは同号」と、「及び国の負担金」とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十六年法律第八号)第八条第一項に規定する組織委員会(以下「組織委員会」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第三号中「国の負担金」とあるのは「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項(同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む)及び第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第三号及び第四号」とあるのは「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同

条第五項(同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「及び同条第五項」と、「(同条第五項)とあるのは「同項」と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

(独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第六条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十九条」を「第九十九条の二」に改めることとする。

第六条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第百五十九条の六のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人を「行政執行法人」に改める。

第六条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第百五十九条の六のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人を「行政執行法人」に改める。

第六条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第百五十九条の六のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人を「行政執行法人」に改める。

理由

平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、これらの競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

もって充てるものとする。

2 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとす

ること。

3 国は、一般財團法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「組織委員会」という。)が大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を、組織委員会等に対し、無償で使用させる

ことができるものとすること。

4 お年玉付郵便葉書等に規定する法律に規定する寄附金付郵便葉書等は、組織委員会が調達する大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを目的として発行することができる

こととする。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一(内閣提出)に関する報告書)

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成三十二年に開催される東京オリ

ンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会(以下「大会」と総称する。)が大規模かつ国

家的に特に重要なスポーツの競技会であることとし、大会の円滑な準備及び運営に資するため、大会推進本部(以下「本部」という。)の設置及び大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るために基本的な方針(以下「基本方針」という。)の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 内閣に、平成三十三年三月三十一日まで本部を置き、本部長に内閣総理大臣、副本部長に内閣官房長官及び大会担当大臣、本部員に本部長及び副本部長以外の全ての國務大臣を

別措置法の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第二十条第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第一百三十四条に次の改正規定を加える。

附則第百五十九条の六のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人を「行政執行法人」に改める。

附則第百五十九条の六のうち平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法第二十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人を「行政執行法人」に改める。

官報 (号外)

5 組織委員会は、大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行つたため、国の職員を組織委員会の職員として必要とするときは、任命権者に對し、その派遣を要請することができるものとし、当該要請があつた場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、国の職員を派遣することができるものとする。

6 組織委員会の役員及び職員は、刑法その他

の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすものとすること。

7 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

8 内閣法の一部を改正し、本部が置かれてゐる間、國務大臣の数の上限を一名増員するものとすること。

二 議案の可決理由

大會の円滑な準備及び運営に資するため、大會推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講じる本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十六年十一月十二日

文部科学委員長 西川 京子

衆議院議長 伊吹 文明殿

[別紙]

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特

別措置法案

平成三十二年東京オリンピック競技大会・

東京パラリンピック競技大会特別措置法案

に対する附帯決議

政府及び関係者は、次の事項について特段の配慮を行なうべきである。

一 新設される東京オリンピック競技大会・東京

パラリンピック競技大会担当大臣(以下「担当大臣」という。)については、文部科学大臣等との職務分担が適切なものとなるよう留意し、大会

の成功に向けて、政府全体の適切な連絡調整に努め、大会準備の着実な推進に向けて努力すること。

二 担当大臣を置くことに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の体制整備に当たつては、行政改革の推進

の観点から、簡素で効率的な体制とするよう努めること。また、同本部の活動の必要性がな

くなつた場合には、平成三十一年三月三十一日の期限を待たず、早期に活動を停止すること。また、専任の担当大臣を発令する必要性がなくなつた場合においても、発令を早期に終了すること。

三 新国立競技場の建設に当たつては、大會後の高稼働率が確保できるよう、来場者数の試算や施設利用計画の策定を客観的かつ具体的に行なうとともに、周辺環境の整備に努め、建設工事に係る入札の透明性を確保することにより、その建設の必要性について、幅広く国民の理解を得られるよう努力すること。

第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するものほか、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財團法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会(平成二十四年五月十日に一般財團法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。)が調達するラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。

この場合においては、組織委員会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

右
国会に提出する。

平成二十六年十月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会

特別措置法

第一条 お年玉付郵便葉書等に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)第二条に規定する一般職に属する職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百

三号) 第二条第二項に規定する特定独立行政法人の職員その他人事院規則で定める職員を除く。)をいう。以下同じ。)を組織委員会の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者(国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者をいう。以下同じ。)に対し、その派遣を要請することができる。

2 前項の規定による要請の手続は、人事院規則で定める。(国名の職員の派遣)

第四条 任命権者は、前条第一項の規定による要請があつた場合において、スポーツの振興、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の國の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、國の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、國の職員の同意を得て、組織委員会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら組織委員会における特定業務を行つるものとして當該國の職員を組織委員会に派遣することができる。

2 任命権者は、前項の同意を得るに当たつては、あらかじめ、當該國の職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中における給与の支給に關する事項を明示しなければならない。

3 第一項の取決めにおいては、組織委員会における勤務時間、特定業務に係る報酬等(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる名称であるかを問わず、特定業務の対價として

受ける全てのものをいう。第六条第一項及び第二項において同じ。)その他の勤務条件及び特定

業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に當たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

4 任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しがねばならない。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、組織委員会からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ特に必要があると認めるときは、任命権者は、當該國の職員の同意を得て、當該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 第一項の規定により組織委員会において特定業務を行う國の職員は、その派遣の期間中、そ の同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、組織委員会において特定業務を行つものとする。

7 第一項の規定により派遣された國の職員(以下「派遣職員」という。)は、その派遣の期間中、國の職員としての身分を保有するが、職務に從事しない。

8 第一項の規定による國の職員の特定業務への従事については、国家公務員法第一百四条の規定は、適用しない。
(職務への復帰)
第五条 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 任命権者は、派遣職員が組織委員会における職員の地位を失つた場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができないか又は適当ないと認めるときは、速やかに、當該派遣職員を職務に復帰させなければならぬ。

第六条 任命権者は、組織委員会との間で第四条第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される國の職員が組織委員会から受けた特定業務に係る報酬等について、當該國の職員がその派遣前に従事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならない。

2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、當該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受けた特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に關する規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

2 派遣職員は、國共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。4 派遣職員に関する國共済法の規定の適用については、國共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、國共済法第九十九条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)」と、「及び國の負担金」

(国家公務員共済組合法の特例)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号。以下この条において「國共済法」という。)第四十一条第二項の規定及び國共済法の短期給付に関する規定(國共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において同じ。)は、派遣職員には、適用しない。この場合において、國共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員(國共済法第二条第一項第一号に規定する職員をいう。以下この項において同じ。)が派遣職員となつたときは、國共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職(國共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。)をしたものとみなさし、派遣職員が國共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたものとみなす。

とあるのは「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十六年法律第号)第二条に規定する組織委員会(以下「組織委員会」という。)の負担金及び国の負担金」と、同項第二号及び第三号中「国の負担金」とあるのは「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、国共済法第二百二条第一項中「各省各庁の長(環境大臣を含む。)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項(同条第五項から第七項まで)の規定により読み替えて適用する場合を含む。」及び第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)と、第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第三号」と、「及び同条第四項(同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)」とあるのは「並びに同条第四項」と、「(同条第四項)とあるのは「(同項)と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

5 前項の場合において組織委員会及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第二百二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。
(児童手当法の特例)

第八条 派遣職員に関する児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定の適用については、組織委員会を同法第二十条第一項第四号に規定する団体とみなす。

第九条 この法律に定めるもののほか、派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)、児童手当法その他これらに類する法律の適用關係の調整を要する場合におけるその適用關係その他必要な事項は、政令で定める。

(一般職の職員の給与に関する法律の特例)

第十条 第四条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用については、組織委員会における特定業務(当該特定業務に係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項に規定する通勤(当該特定業務に係る就業の場所を国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。)を含む。)を含む。以下この項において同じ。)とあるのは「並びに同条第四項」と、「(同条第四項)とあるのは「(同項)と、「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

2 前項の場合において組織委員会及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第二百二条第一項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の規定は、派遣職員が組織委員会から所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第十二条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する待遇については、部内の他の職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。

(国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任)

第十三条 この法律に定めるもののほか、組織委員会において国の職員が特定業務を行うための派遣に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第四条第一項の規定による派遣の期間中は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第四条第一項の規定による派遣の期間中は、同法第六条の四第一項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が組織委員会から所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。)の支払を受けた場合には、適用しない。

4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。

(防衛省の職員への準用等)

第十四条 第三条から前条までの規定は、国家公務員法第二条第三項第十六条号に掲げる防衛省の職員(法律により任期を定めて任用される職員、常時勤務を要しない官職を占める職員その他政令で定める職員を除く。)の派遣について準用する。この場合において、第三条第一項中「国家公務員法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者並びにその委任を受けた者」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者」と、同条第二項、第四条第三項、第五条第二項、第十二条第一項及び前条(見出しを含む。)中「人事院規則」とあり、並びに第六条第三項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「政令」と、第四条第八項中「国家公務員法第一百四条」とあるのは「自衛隊法第六十三条」と、第六条第二項ただし書中「研究員調整手当、住居手当」とあるのは「住居手当、當外手当」と、第十条中「一般職の職員の給

官 報 (号 外)

第七条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金
給付に関する規定の適用については、組織
委員会における特定業務を公務とみなす。

第七条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、

4 同項の前に次の一項を加える。

及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する且つの要旨規則等

めるものとし、その他の職員と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは、「第三号」、「省令」等のつぶや

は「第三号」、「三倍名前」であるのに、同号」と、「及び國の負担金」とあるのは「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特

別指置法(平成二十六年法律第一号)第
二条に規定する組織委員会(以下「組織委員
会」という。)の負担金及び国の負担金」と、

同項第三号中「國の負担金」あるのは組織委員会の負担金及び「國の負担金」と、共済法第二百一一条第一項中「各省各庁の長(環

境大臣を含む)、特定独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「国、特定独立行政法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項(同条第六項)から第八項までの規定により読み替えて適

用する場合を含む。) 及び第五項(同条第七

（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会 特別措置法の一部改正）

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

する場合を含む。)」とあるのは「第九十九条

第九十九条の三 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を次のように改正する。

一 議案の目的及び要旨

ワールドカップ大会(以下「大会」という。)が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であることを、並びに大会の準備及び運営を主導する組織として、その運営主体であることを明示する。

ること 並びに大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東

第一回 特別行政司
合併の行

第一百三十四条に次の改正規定を加える。

ラグビーワールドカップ大会特別措置法第七条第二項を削り、同条第三項を同条第二項と

し、同項の次に一項を加える改正規定中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

四四

立派三一五二四四五九ラヂオ

平成三十一年に開催される「グローバルトーナメント」が大規模かつ国家的に重要なスポーツ大会

競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催され

東京オリンピック競技大会及び東京パラリン

ツク競技大会の準備及び運営と密接な関連を有るものであることに鑑み、ラグビーワールド

ップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出

る理由である。

平成二十六年十一月十三日 衆議院会議録第十三号 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案及び同報告書

原子力損害の補完的な賠償に関する条約

締約国は、

原子力損害についての民事責任に関するウイーン条約及び原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約並びにこれらの条約の原則に適合する原子力損害の賠償又は補償に関する国内法令が定める措置の重要性を認識し、

原子力損害の賠償又は補償の額を増加することを目的として、当該措置を補完し、及び拡充するための世

界的な責任制度を設けることを希望し、

さらに、当該世界的な責任制度が、国際的な連携及び連帯の原則に従つて、原子力の安全の水準を更に向

上させる地域的及び世界的な協力を奨励するであるうことを認識して、

第一章 総則

第一条 定義

この条約の適用上、

(a) 「ウイーン条約」とは、一千九百六十三年五月二十一日の原子力損害についての民事責任に関するウイ

ン条約（同条約の改正であつて、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。）をいう。

(b) 「パリ条約」とは、一千九百六十年七月二十九日の原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約（同条約の改正であつて、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。）をい

う。

(c) 「特別引出権」（以下「SDR」という。）とは、国際通貨基金の定める計算単位であつて、同基金

がその操作及び取引のために使用するものをいう。

(d) 「原子炉」とは、核燃料を収納する構造物であつて、中性子源を追加する、となく自己維持的な核分裂の連鎖の過程で起り得る仕組みのものをいう。

(e) 原子力施設について「施設国」とは、当該原子力施設が自国の領域内に所在する締約国をいい、当該原子力施設がいずれの国の領域内にも所在しない場合には、当該原子力施設の事業を行う締約国又は当該原子力施設の事業が自国の権限の下で行われる締約国をいう。

- (f) 「原子力損害」とは、(i)及び(ii)に掲げる損害並びに権限のある裁判所が属する国の法令によりその範囲が決定される(iv)から(v)までに掲げる損害をいう。この場合において、(i)から(v)まで及び(iv)に掲げる損害については、原子力施設内部の放射線源、原子力施設内の核燃料、放射性生成物若しくは放射性廃棄物又は原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、若しくは原子力施設に送付される核物質から放出される電離放射線により生じ、又は起因するもの（当該損害が、それらの物の放射性により生じたか、それらの物の放射性とそれらの物の有毒性、爆発性その他の有害性との組合せにより生じたかを問わない。）に限る。
- (i) 人の死亡又は人的な損害
- (ii) 財産の滅失又は損傷
- (iii) (i)又は(ii)に掲げる損害から生ずる経済的損失。ただし、(i)又は(ii)に掲げる損害に関して請求権を有する者が受けたものについては、(i)又は(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。
- (iv) 環境の悪化（重大でないものを除く。）に対する回復措置の費用。ただし、実際にとられた措置又はとられる措置の費用であつて、(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。
- (v) 環境の利用又は享受に係る経済的利益から生ずる収入の喪失であつて、その環境の重大な悪化の結果として生ずるもの。ただし、(ii)に掲げる損害に含まれないものに限る。
- (vi) 防止措置の費用及び防止措置により生ずる損害
- (vii) その他經濟的損失。ただし、環境の悪化によるものを除き、権限のある裁判所が属する国の民事責任に関する一般法により認められるものに限る。
- (g) 「回復措置」とは、措置がとられる國の権限のある当局により承認された合理的な措置であつて、損害を受け、若しくは破壊された環境の構成要素を回復し、若しくは修復すること又は合理的な場合には当該構成要素に相当するものを環境に導入することを目的とするものをいう。当該合理的な措置をとることができる者については、損害が生じた國の法令により定める。
- (h) 「防止措置」とは、(f)(i)から(v)まで又は(iv)に掲げる損害を防止し、又は最小限にするため、原子力事故が生じた後にいざれかの者によりとられる合理的な措置をいう。ただし、当該合理的な措置がとられる國の法令により必要とされる権限のある当局の承認を条件とする。
- (i) 「原子力事故」とは、一の出来事又は同一の原因による一連の出来事であつて、原子力損害を生じさせ

せるもの又は防止措置のみに関しては原子力損害をもたらす重大かつ急迫の脅威を生じさせるものをいう。

(j) 「原子力設備容量」とは、各締約国について、第四条2に規定する計算式により得られる単位数の合計をいい、「熱出力」とは、権限のある国内当局により認可された最大熱出力をいう。

(k) 「権限のある裁判所が属する国の法令」とは、この条約に従い管轄権を有する裁判所が属する国の法令(法の抵触に関する規則を含む。)をいう。

(l) 「合理的な措置」とは、権限のある裁判所が属する国の法令の下で、次に掲げる事情その他の全ての

事情について考慮した場合において、適切かつ相応と認められる措置をいう。

(i) 生じた損害の性質及び程度。防止措置の場合には、損害の危険性の性質及び程度

(ii) 措置がとられる時点において予想される当該措置の有効性の程度

(iii) 関連する科学的及び技術的な知見

第二条 目的及び適用

1 この条約は、次に掲げる国内法令により設けられる賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。

(a) 前条(a)及び(b)に定義する条約のいずれかを実施する国内法令

(b) この条約の附属書の規定に適合する国内法令

2 この条約の制度は、締約国の領域内に所在し、かつ、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が前条に定義する条約のいずれか又は1(b)に規定する国内法令の下で責任を負う原子力損害に適用する。

3 1(b)に規定する附属書は、この条約の不可分の一部を成す。

第二章 賠償又は補償

第三条 約束

1 一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償は、次に掲げる措置により確保される。

(a) (i) 施設国は、三億SDR若しくはこれよりも高い特定の金額であつて原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの又は(ii)の規定に基づき暫定的に設定する金額を利用可能とするこ

とを確保する。

(ii) 締約国は、この条約が署名のために開放された日から最長十年の間については、その期間内に生ず

る原子力事故に關し、一億五千万SDR以上の金額を暫定的に設定することができる。

(b) (a)の規定に従つて利用可能とされる金額に加え、締約国は、次条に規定する計算式に従つて算定される公的資金の金額を利用可能とする。

2 (a) 1(a)の規定に基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所又は居所による差別なく、かつ、公平に分配される。ただし、施設国の法令において、原子力に関する責任に係る他の条約に基づく当該施設の義務に従うことを条件として、非締約国において生じた原子力損害を対象から除外することができる。

(b) 1(b)の規定に基づく原子力損害の補償は、第五条及び第十二条1(b)の規定に従うことを条件として、国籍、住所又は居所による差別なく、かつ、公平に分配される。

3 賠償又は補償が行われる原子力損害について、1(b)に規定する資金の総額が必要でない場合には、拠出金は、これに応じて減額される。

4 原子力損害の賠償又は補償の請求の訴えにおいて裁判所が裁定する利息及び費用は、1(a)及び(b)の規定に従つて提供される金額に加えて、責任を負う事業者、当該事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国及びその他の締約国が1(a)及び(b)の規定に従つて支払う実際の拠出金の金額にそれぞれ比例して、それらにより共同で支払われる。

第四条 拠出金の計算

1 締約国が前条1(b)に規定する公的資金を利用可能とするための拠出金の計算式については、次のとおりとする。

(a) (i) 自国の原子力設備容量に原子力設備容量1単位当たり三百SDRを乗じて得られる金額

(ii) 原子力事故が生じた年の前年に決定された自国の国際連合の分担率と全ての締約国の当該分担率の合計との比率を(i)の規定に従つて全ての締約国について計算して得られる金額の合計の十パーセント

に相当する金額に乗じて算定される金額

(b) (c)の規定が適用される場合を除くほか、各締約国の拠出金は、(a)(i)及び(ii)に規定する金額の合計とする。ただし、国際連合の最低限度の分担率が適用される国であつて、原子炉を保有していないものは、拠出することを要求されない。

(c) 施設国以外の締約国に対して(b)の規定に従つて請求され得る一の原子力事故当たりの拠出金の最高額

は、(b)の規定に従つて算定される全ての締約国の拠出金の合計に当該締約国に係る特定の百分率を乗じた金額を超えないものとする。個々の締約国に係る当該特定の百分率は、百分率で表示される当該締約国の国際連合の分担率に百分の人を加えたものとする。事故が生じた時点におけるこの条約の締約国の原子力設備容量の合計が六十二万五千単位以上である場合には、当該特定の百分率は、百分の一増加する。当該特定の百分率は、原子力設備容量の合計が六十二万五千単位を超えて七万五千単位増加するごとに追加的に百分の一増加する。

2 1に規定する計算式においては、締約国の領域内に所在する原子炉について熱出力一メガワットを一單位とするものとし、第八条の規定に従つて作成され、及び更新される一覧表に原子力事故の日に記載されている原子炉の熱出力に基づいて算定するものとする。

3 拠出金の算定に当たっては、原子炉は、核燃料要素が最初に当該原子炉に装荷された日から考慮の対象とする。原子炉は、全ての燃料要素が当該原子炉の炉心から永久に除去され、かつ、承認された手続に従つて安全に貯蔵された時に当該算定から除外する。

第五条 地理的な適用範囲

1 第二条1(b)に規定する資金は、締約国の裁判所が第十三条の規定に従つて管轄権を有することを条件として、次に掲げる原子力損害に使用する。

(a) 締約国の領域内において生ずる原子力損害
(b) 締約国の領海を越える海域又はその上空において生ずる原子力損害 (この条約の締約国でない国の領海又はその上空で生ずる損害を除く。) であつて、次に掲げるもの

(i) 締約国を旗国とする船舶内において生じ、若しくは当該船舶が受ける原子力損害、締約国の領域で登録された航空機内において生じ、若しくは当該航空機が受ける原子力損害又は締約国の管轄の下にある人工島、施設若しくは構築物において生じ、若しくはこれらが受ける原子力損害

(ii) 締約国の国民が受ける原子力損害
(c) 締約国の排他的經濟水域若しくはその上空又は締約国の大陸棚において、当該排他的經濟水域又は当該大陸棚の天然資源の開発又は探査に関連して生ずる原子力損害

2 いづれの署名國又は加入國も、この条約への署名若しくは加入の際又は批准書の寄託の際に、1(b)(ii)の規定の適用上、自國の領域内に常居所を有すると自國の国内法令の下で認められる個人又はそのうちの一

定の範囲の者を自國の国民とみなすことを宣言することができる。

3 この条において「締約国の国民」とは、締約国若しくはその行政区画又は組合若しくは公私の団体（締約国の領域において設立されたものに限り、法人であるかどうかを問わない。）を含むものとする。

第三章 補完的な資金調達の制度

第六条 原子力損害の通報

締約国が他の国際的な合意に従つて負う義務に影響を及ぼすことなく、自國の裁判所が管轄権を有する締約国は、原子力事故により生ずる損害が第三条1(a)の規定に従つて利用可能とされる金額を超え、又は超えることが見込まれ、かつ、同条1(b)の規定に基づく拠出金が必要となる可能性があると認める場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報する。これに関連し、締約国は、締約国間の手続を定めため、全ての必要な措置を遅滞なくとるものとする。

第七条 資金の要請

1 第十条3の規定が適用される場合を除くほか、自國の裁判所が管轄権を有する締約国は、前条に規定する通報の後、第三条1(b)の規定に従つて必要とされる公的資金が実際に必要となる限度で、かつ、当該公的資金が実際に必要となる時に、他の締約国に対し当該公的資金を利用可能とすることを要請する。その要請を行つた締約国は、当該公的資金を使用する排他的権限を有する。

2 締約国は、通貨又は送金に関する現行又は将来の規則にかかるらず、第三条1(b)の規定に従つて提供される拠出金の送金及び支払を何ら制限を設けることなく許可する。

第八条 原子力施設の一覧表

1 締約国は、批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、第四条3に規定する原子力施設を全て記載した完全な一覧表について寄託者に通報する。当該一覧表には、拠出金の計算のために必要な事項を含める。

2 締約国は、一覧表について行う全ての修正を寄託者に対し速やかに通報する。当該修正が原子力施設の追加を含む場合には、その通報は、その施設への核物質の搬入の予定期の少なくとも三箇月前に実行する。

3 締約国は、他の締約国が1の規定に従つて通報した事項又は2の規定に従つて通報した一覧表について行つた修正がそれらの規定に従つていないと認める場合には、5の規定に基づく通報を受領した日から三箇月以内に、当該事項又は当該修正に対する異議を寄託者に申し立てることができる。寄託者は、情報に

に対する異議が申し立てられた国に対し、直ちに当該異議を通報する。解決されない意見の相違については、第十六条に規定する紛争解決手続に従つて取り扱う。

- 4 寄託者は、この条の規定に従つて作成される原子力施設の一覧表を保持し、更新し、及び全ての締約国に毎年配布する。当該一覧表には、この条に規定する事項及び修正の全てが記載されるものとし、この条の規定に従つて申し立てられた異議は、当該異議が認められる場合には、申し立てられた日に遡つて効力を有するものとする。

5 寄託者は、できる限り速やかに、この条の規定に従つて受領した通報及び異議を締約国に通報する。

第九条 求償権

- 1 締約国は、責任を負う事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国及び第三条1(b)に規定する拠出金を支払ったその他の締約国が、第一条に定義する条約のいずれか又は第二条1(b)に規定する国内法令に基づいて当該事業者が有する求償権の範囲内において、かつ、締約国が支払った拠出金の限度において、当該事業者が有する求償権から受益することができるようにするため、法令を制定する。
- 2 責任を負う事業者の原子力施設が自国の領域内に所在する締約国は、損害が当該事業者の過失の結果生ずる場合には、この条約に従つて利用可能とされる公的資金を当該事業者から回収することについて法令で定めることができる。

3 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、拠出金を支払った他の締約国に代わって1及び2に規定する求償権を使用することができる。

第十条 資金の使用及び手続

- 1 第三条1の規定に従つて利用可能とされる資金の使用の制度及び当該資金の分配の制度は、自国の裁判所が管轄権を有する締約国の制度とする。
- 2 締約国は、損害を受けた者が賠償又は補償のために提供される資金の財源に応じて個別の手続をとることなく当該賠償又は補償を受ける権利を行使することができること及び責任を負う事業者に対する手続に締約国が参加することができることを確保する。
- 3 いざれの締約国も、第三条1(a)に規定する資金により賠償又は補償の請求が満たされる場合には、同条1(b)に規定する公的資金を利用可能とする」とを要求されない。

第十一條 資金の分配

第三条1(b)の規定により提供される資金は、次のとおり分配する。

- 1(a) 当該資金の五десят percentに相当する金額は、施設国の内外で生ずる原子力損害に係る請求について賠償又は補償を行うために利用可能とする。
- (b) 当該資金の五十分 percentに相当する金額は、施設国の領域外で生ずる原子力損害に係る請求について、(a)の規定に基づく賠償又は補償が行われない範囲内において、賠償又は補償を行うために利用可能とする。

(c) 第三条1(a)の規定により提供される金額が三億SDRを下回る場合には、

- (i) 1(a)に規定する金額については、第三条1(a)の規定により提供される金額が三億SDRを下回る割合と同じ割合で減ずる。

(ii) 1(b)に規定する金額については、(i)の規定に基づく算定により減ぜられる金額を加える。

- 2 締約国が、第三条1(a)の規定に従つて、原子力事故に先立つて六億SDR以上の金額を寄託者に明示し、かつ、当該金額を差別なしに利用可能とすることを確保する場合には、同条1(a)及び(b)に規定する資金の全ては、1の規定にかかわらず、施設国の内外で生ずる原子力損害の賠償又は補償を行つたために利用可能とする。

第四章 選択権の行使

第十二条

- 1 この条約に別段の定めがある場合を除くほか、締約国は、ウイーン条約又はパリ条約により付与される権限を行使することができるものとし、ウイーン条約又はパリ条約のいかなる規定も、他の締約国が第三条1(b)に規定する公的資金を利用可能とするため当該他の締約国について援用することができるものとす る。
- 2 この条約のいかなる規定も、締約国がウイーン条約若しくはパリ条約又はこの条約の範囲外の規定を設けることを妨げるものではない。ただし、当該規定は、他の締約国にとっての追加的な義務を含まないものとし、自国の領域内に原子力施設を有しない締約国における損害は、相互主義の欠如を理由として追加的な賠償又は補償の対象から除外されないものとする。
- 3 (a) この条約のいかなる規定も、締約国が第三条1(a)の規定に基づく義務を履行し、又は原子力損害の賠償若しくは補償のために追加的な資金を提供するため、地域的な協定その他の協定（他の締約国につい

てこの条約に基づく義務に追加的な義務を含まないものに限る。)を締結することを妨げるものではない。

(b) (a)に規定する協定を締結する意団を有する締約国は、他の全ての締約国に対し当該意団を通報する。

締結された協定については、寄託者に通報する。

第五章 管轄権及び準拠法

第十三条 管轄権

1 この条に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属する。

2 原子力事故が、締約国の排他的経済水域又は排他的經濟水域を設定していない締約国については仮に当該締約国が排他的経済水域を設定した場合における当該排他的経済水域の限界を越えない水域において生じた場合には、当該原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、この条約の適用上、その締約国の裁判所に専属する。前段の規定は、当該締約国が原子力事故に先立つてそれらの水域を寄託者に通報した場合に適用する。この2のいかなる規定も、海洋法に関する国際連合条約を含む海洋に関する国際法に反する方法で管轄権を行使することを認めるものと解してはならない。もとより、この条約の締約国でない国との関係において、締約国による同段に規定する管轄権の行使がウイーン条約第十一條又はパリ条約第十三条の規定に基づく当該締約国の義務に反する場合には、管轄権は、これらの規定に従つて決定される。

3 原子力事故が生じた場所が締約国の領域若しくは2の規定に従つて通報された水域でない場合又は原子力事故が生じた場所を確定することができない場合には、当該原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、施設国(の)裁判所に専属する。

4 二以上の締約国(の)裁判所が原子力損害に関する訴えの管轄権を有する可能性がある場合には、当該二以上の締約国は、いずれの締約国(の)裁判所が管轄権を有するかを合意により決定する。

5 管轄権を有する締約国(の)裁判所が下した判決であつて、再び通常の方式で審理されることがないものは、次に掲げる場合を除くほか、承認される。

- (a) 当該判決が詐欺により得られた場合
- (b) 当該判決を言い渡された当事者が自己の主張を陳述するための公平な機会を与えられなかつた場合

(c) 当該判決の承認が自国の領域内で求められる締約国において、当該判決が当該締約国の公の秩序に反する場合又は司法の基本的な基準に合致しない場合

6 5の規定に従つて承認される判決は、執行が求められる締約国の法令により必要とされる手続に従つて執行が求められる場合には、当該締約国(の)裁判所の判決とみなされ、執行力を付与される。判決が下された請求の当否は、更なる手続の対象としてはならない。

7 第三条1(b)に規定する公的資金による賠償又は補償の支払に関して行われる処分であつて、国内法令が定める条件に基づくものは、他の締約国により承認される。

第十四条 準拠法

1 この原子力事故については、ウイーン条約若しくはパリ条約又はこの条約の附屬書のいずれかが、場合に応じ他を排除して適用される。

2 この条約、ウイーン条約又はパリ条約のいずれかの規定が場合に応じ適用される場合を除くほか、準拠法は、権限のある裁判所が属する国の法令とする。

第十五条 国際法

この条約は、国際法の一般原則に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第六章 紛争解決

第十六条 紛争解决

1 この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉又は当該紛争当事国が受け入れることができるその他の平和的な紛争解決手段により紛争を解決するために協議する。

2 1に規定する紛争が1の規定に基づく協議の要請から六箇月以内に解決することができない場合には、当該紛争については、いずれかの紛争当事国の要請により、決定のため仲裁又は国際司法裁判所に付託する。当該紛争が仲裁に付託された場合において、当該要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しないときは、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所長又は国際連合事務総長に対し、一人又は一人以上の仲裁人の指名を要請することができる。紛争当事国の要請が抵触する場合には、国際連合事務総長に対する要請が優先する。

- 3 締約国は、この条約の批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2に規定する紛争解決手続の一方又は双方に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、その宣言が効力を有している

る締約との関係において、2に規定する紛争解決手続に拘束されない。

- 4 3の規定に基づいて宣言を行つた締約国は、寄託者に対する通告により、いつでも当該宣言を撤回することができる。

第七章 最終条項

第十七条 署名

この条約は、千九百九十七年九月二十九日からその効力発生までの期間、ウイーンにある国際原子力機関本部において、全ての国による署名のために開放しておく。

第十八条 批准、受諾及び承認

1 この条約は、署名国により批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、ウイーン条約若しくはパリ条約の締約国である国又は自国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合する旨を宣言する国からのみ受領する。ただし、千九百九十四年六月十七日の原子力の安全に関する条約に定義する原子力施設を自国の領域に有する国については、同条約の締約国であることを条件とする。

2 批准書、受諾書又は承認書は、この条約の寄託者として行動する国際原子力機関事務局長に寄託する。

3 締約国は、第三条1(a)及び第十二条の規定に従つて行う明示又は第三条1(a)(ii)の規定に従つて暫定的に設定する金額を含め、第一条1に規定する国内法令及びその改正（国際連合のいづれかの公用語で記載するものとする。）の写しを寄託者に提出する。寄託者は、当該写しを他の全ての締約国に送付する。

第十九条 加入

1 この条約に署名しなかつたいづれの国も、この条約の効力発生の後この条約に加入することができる。加入書は、ウイーン条約若しくはパリ条約の締約国である国又は自国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合する旨を宣言する国からのみ受領する。ただし、千九百九十四年六月十七日の原子力の安全に関する条約に定義する原子力施設を自国の領域に有する国については、同条約の締約国であることを条件とする。

2 加入書は、国際原子力機関事務局長に寄託する。

3 締約国は、第三条1(a)及び第十二条の規定に従つて行う明示又は第三条1(a)(ii)の規定に従つて暫定的に設定する金額を含め、第一条1に規定する国内法令及びその改正（国際連合のいづれかの公用語で記載するものとする。）の写しを寄託者に提出する。その通告をもって、当該写しを他の全ての締約国に送付する。

するものとする。）の写しを寄託者に提出する。寄託者は、当該写しを他の全ての締約国に送付する。

第二十条 効力発生

1 この条約は、五以上の国であつて、その原子力設備容量の合計が四十万単位以上となるものが第十八条に規定する文書を寄託した日の後九十日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、その後にこの条約を批准し、受諾し、若しくは承認し、又はこの条約に加入する国については、当該国が該当する文書を寄託した後九十日目の日に効力を生ずる。

第二十一条 廃棄

1 いづれの締約国も、寄託者に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、寄託者が1に規定する通告を受領した日の後一年を経過した後に効力を生ずる。

第二十二条 終了

1 ウイーン条約又はパリ条約のいづれの締約国でもなくなる締約国は、寄託者に対し、その旨及びウイーン条約又はパリ条約のいづれの締約国でもなくなる締約国は、寄託者に対し、その旨及びウイーン条約の締約国でなくなる。ただし、当該締約国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合し、当該締約国が寄託者に対しその旨を通報し、及び当該締約国が自国の国内法令（国際連合のいづれかの公用語で記載するものとする。）の写しを寄託者に提出する場合は、この限りでない。寄託者は、当該写しを他の全ての締約国に送付する。

2 自国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合しなくなる締約国であつて、ウイーン条約又はパリ条約のいづれの締約国でもないものは、寄託者に対し、その旨及び自国の国内法令がこの条約の附属書の規定に適合しなくなる日を通告する。その通告を行つた締約国は、同日にこの条約の締約国でなくなるものは、寄託者に対し、その旨及び同条約の締約国でなくなる日を通告する。その通告を行つた締約国は、1及び2の規定にかかるらず、同日この条約の締約国でなくなる。

第二十三条 従前の権利及び義務の継続

第二十二条の規定に基づく廃棄又は前条の規定に基づく終了の場合においても、この条約の規定は、当該廃棄又は当該終了の前に発生した原子力事故により生ずる原子力損害について引き続き適用する。

第二十四条 改正

- 1 寄託者は、締約国と協議の上、この条約の改正のための会議を招集することができる。
- 2 寄託者は、全ての締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための締約国会議を招集する。

第二十五条 簡易な手続による改正

- 1 寄託者は、締約国の三分の一が希望を表明する場合には、第三条1(a)及び(b)に規定する賠償若しくは補償の額又は第四条3に規定する施設の種類（当該施設について支払われる拠出金を含む。）を改正するためには、締約国会議を招集する。
- 2 改正案を採択する決定は、投票により行われる。改正案は、反対票が投じられない場合には、採択される。
- 3 寄託者は、2の規定に従つて採択された改正を全ての締約国に通報する。当該改正は、その通報日の後三十六箇月の期間内に、当該改正の採択の時に締約国であった全ての締約国が寄託者に対し当該改正の受諾を通告する場合には、受諾されたものとする。当該改正は、当該改正の受諾の日の後十二箇月で全ての締約国について効力を生ずる。
- 4 当該改正は、受諾のための通報の日から三十六箇月の期間内に3の規定に従つて受諾されない場合は、拒否されたものとする。

5 2の規定に従つて改正が採択された後受諾のための三十六箇月の期間が満了するまでの間にこの条約の締約国となる国は、当該改正が効力を生ずる場合には、当該改正に拘束される。当該期間が満了した後に

この条約の締約国となる国は、3の規定により受諾された改正に拘束される。これらの場合において、それらの締約国は、改正が効力を生ずる日又はこの条約がそれらの締約国について効力を生ずる日のうちいずれか遅い方の日に、当該改正に拘束される。

附屬書

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。
千九百九十七年九月十一日にウイーンで作成した。
アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際原子力機関事務局長に寄託する。同事務局長は、その認証謄本を全ての国に送付する。

(c) この条約の効力発生

- (d) 第十六条の規定により受領する宣言
- (e) 第二十一条の規定に従つて受領する廢棄の通告又は第二十二条の規定に従つて受領する通告
- (f) 第十三条2の規定に基づく通報
- (g) この条約に関連する他の関連する通報及び通告

第二十七条 正文

- この条約の適用上、条約第一条に規定する定義に加えて、次に掲げる定義を適用する。
- (a) 「核燃料」とは、自己維持的な核分裂の連鎖の過程によりエネルギーを生産することができる物質をいう。
 - (b) 「原子力施設」とは、次に掲げるものをいう。ただし、施設国は、一の事業者の複数の原子力施設であつて同一の敷地内に所在するものを一の原子力施設とみなす旨を決定することができる。
 - (i) 原子炉（推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため海上輸送又は航

官報(号外)

空輸送の手段に設置するものを除く。)

(ii) 核物質の生産のために核燃料を使用する工場又は核物質の処理のための工場（照射済核燃料の再処理のための工場を含む。）

(iii) 核物質を貯蔵する施設（核物質の輸送に付随して貯蔵する施設を除く。）

(c) 「核物質」とは、次に掲げるものをいう。

(i) 原子炉の外部において、単独で又は他の物質との組合せにより、自己維持的な核分裂の連鎖の過程によりエネルギーを生産することができる核燃料（天然ウラン及び劣化ウランを除く。）

(ii) 放射性生成物又は放射性廃棄物

(d) 原子力施設について「事業者」とは、当該原子力施設の事業者として施設国が指定し、又は承認した者をいう。

(e) 「放射性生成物又は放射性廃棄物」とは、核燃料の生産若しくは利用の際に生産された放射性物質又は核燃料の生産若しくは利用に付随する放射線の照射により放射性を帯びた物質をいう。ただし、科学、医学、農業、商業又は工業の目的で利用することができるよう加工の最終段階に達している放射性同位元素を除く。

2 施設国は、原子力施設又は少量の核物質について、関連する危険の程度が小さいという理由により正当であると認める場合には、次に掲げることを条件として、この条約の適用を除外することができる。国際原子力機関の理事会は、この条約の適用を除外する原子力施設についての基準及び少量の核物質についての最大限度について定期的に検討する。

(a) 原子力施設に関しては、この条約の適用を除外するための基準が国際原子力機関の理事会により定められており、かつ、施設国によるこの条約の適用の除外が当該基準に適合していること。

(b) 少量の核物質に関しては、この条約の適用を除外する核物質の量の最大限度が国際原子力機関の理事会により定められており、かつ、施設国によるこの条約の適用の除外が当該最大限度の範囲内であることを除く。

第二条 法令の適合性

1 締約国の国内法令は、千九百九十五年一月一日の時点において次に掲げる規定を含み、及び引き続き当該規定を含む場合には、次条から第五条まで及び第七条の規定に適合するものとみなす。

- (a) 原子力施設の敷地外において著しい原子力損害が生ずる原子力事故が生じた場合における無過失責任を定める規定
- (b) 事業者であつて原子力損害について責任を負うもの以外の者が補償を行う法的な責任を負う範囲内において補償を行うことを義務付ける規定
- (c) (b)に規定する補償のため、民生用の原子力発電所については三億SDR以上の金額を利用可能とする規則及び他の民生用の原子力施設については十億SDR以上の金額を利用可能とする規則
- 2 1の規定に従つて締約国の国内法令が次条から第五条まで及び第七条の規定に適合するものとみなされる場合には、当該締約国は、次に掲げることを行なうことができる。
- (a) 条約第一条(f)に規定する損害及び他の損害（原子力施設内の核燃料、放射性生成物又は放射性廃棄物若しくは原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、若しくは原子力施設に送付される核物質の放射性、それらの物の放射性とそれらの物の有毒性、爆発性その他の有害性との組合せ又は原子力施設内部のあらゆる放射線源から放出される他の電離放射線により生じ、又は起因する損害に限る。）を含む原子力損害の定義を適用すること。ただし、その適用が条約第三条に基づく当該締約国の約束に影響を及ぼさないことを条件とする。
- 3 2(b)の規定の適用上、「原子力施設」とは、次に掲げるものをいう。
- (a) 民用原子炉（推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため海上輸送又は航空輸送の手段に設置するものを除く。）
- (b) 次に掲げる物の加工、再処理又は貯蔵のための民生用施設
- (i) 照射済核燃料
- (ii) 次に掲げる放射性生成物又は放射性廃棄物
- (1) 照射済核燃料の再処理の結果生ずるものであつて、相当の量の核分裂生成物を含有するもの
- (2) 九十二よりも大きな原子番号の元素を一グラム当たり十ナノキュリーを超える濃度で含有するもの
- (c) その他核物質の加工、再処理又は貯蔵のための民生用施設。ただし、締約国が、当該施設に関連する

危険の程度が小さいという理由により当該施設をこの定義の適用から除外することが正当であると決定するものを除く。

4

1の規定に適合する締約国の国内法令が当該締約国の領域外で生ずる原子力事故について適用されない場合において、条約第十三条の規定に従つて当該締約国の裁判所が当該原子力事故についての管轄権を有するときは、次条から第十二条までの規定が当該原子力事故について適用されるものとし、次条から第十二条までの規定は、それらの規定に抵触する関係国内法令の規定に優先するものとする。

第三条 事業者の責任

1 原子力施設の事業者は、原子力損害が次のいずれかの原子力事故により生じたことが立証される場合には、当該原子力損害について責任を負う。ただし、当該原子力損害が、当該原子力施設内における原子力事故であつて、核物質の輸送に付随して当該原子力施設内に貯蔵されている当該核物質に係るものにより生ずる場合において、(b)又は(c)の規定により他の事業者又は他の者のみが責任を負うときは、(a)の規定は、適用しない。

(a) 当該原子力施設内における原子力事故

(b) 当該原子力施設から搬出され、又は当該原子力施設に由来する核物質に係る原子力事故であつて、次のいずれかの時期に生ずるもの

(i) 書面による契約の明示的な条件に従い、他の原子力施設の事業者が当該核物質に係る原子力事故についての責任を負うこととなる前

(ii) (i)に規定する明示的な条件がない場合には、他の原子力施設の事業者が当該核物質を管理することとなる前

(iii) 推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため輸送手段に設置する原子炉において当該核物質が使用される予定である場合には、当該原子炉の運転について正當に権限を与えたられた者が当該核物質を管理することとなる前

(iv) (i)から(iv)までの規定にかかわらず、この条約の非締約国の領域内に到着した輸送手段から当該核物質が取り卸される場合には、当該非締約国に係る原子力事故であつて、次のいずれかの時期に生ずるもの

(c) 当該原子力施設に送付される核物質に係る原子力事故であつて、次のいずれかの時期に生ずるもの

(i) 書面による契約の明示的な条件に従い、当該原子力施設の事業者が当該核物質に係る原子力事故に

ついての責任を他の原子力施設の事業者から引き継いだ後

(ii) (i)に規定する明示的な条件がない場合には、当該原子力施設の事業者が当該核物質を管理することとなつた後

(iii) 推進の目的であるか他の目的であるかを問わず、動力源として用いるため輸送手段に設置する原子炉を運転する者から当該原子力施設の事業者が当該核物質の管理を引き継いだ後

(iv) (i)から(iv)までの規定にかかわらず、当該原子力施設の事業者の書面による同意を得てこの条約の非締約国に所在する者から当該核物質が送付される場合には、当該非締約国に所在する者から当該核物質を輸送する輸送手段に当該核物質が積み込まれた後

2 施設国は、国内法令により、その定める条件に従い、核物質を輸送する者又は放射性廃棄物を取り扱う者を、それらの者の要請及び関係する事業者の同意がある場合には、それぞれ当該核物質又は当該放射性廃棄物について関係する当該事業者に代わる事業者として指定し、又は承認することができる。この場合において、当該核物質を輸送する者又は当該放射性廃棄物を取り扱う者は、この条約の適用上、当該施設の領域内に所在する原子力施設の事業者とみなされる。

3 事業者は、原子力損害について無過失責任を負う。

4 原子力損害及び原子力損害以外の損害の双方が、一の原子力事故又は一の原子力事故及び一若しくは二以上の他の出来事の双方により生ずる場合には、当該原子力損害以外の損害は、当該原子力損害と合理的に分割することができない限りにおいて、当該原子力事故により生じた原子力損害とみなす。ただし、損害が、この附屬書の規定の適用を受ける一の原子力事故及びこの附屬書の規定の適用を受けない電離放射線の放出の双方により生ずる場合には、この附屬書のいかなる規定も、当該電離放射線の放出に関連して責任を負い得る者の責任であつて、当該原子力損害を受けた者に関するもの若しくは求償若しくは拠出の方法によるものに制限し、又は当該責任に影響を及ぼすものではない。

5 (a) 事業者は、武力紛争、敵対行為、内乱又は暴動に直接起因する原子力事故により生ずる原子力損害について責任を負わない。

(b) 施設国の法令に別段の定めがある場合を除くほか、事業者は、重大な自然災害であつて例外的な性質を有するものに直接起因する原子力事故により生ずる原子力損害について責任を負わない。

6 原子力損害の全部又は一部が当該原子力損害を受けた者の重大な過失又は損害を生じさせることを意図

した当該原子力損害を受けた者の作為若しくは不作為により生じたことを事業者が証明した場合には、当該事業者が当該原子力損害を受けた者の受けた原子力損害の賠償又は補償を行う義務の全部又は一部は、国内法令により免除することができる。

7 事業者は、次に掲げる原子力損害について責任を負わない。

(a) 原子力施設 자체及び当該原子力施設が所在する敷地内に所在する他の原子力施設（建設中のものを含む。）に生ずる原子力損害

(b) 原子力施設と同一の敷地にある財産であつて、当該原子力施設に関連して使用されているもの又は使用される予定のものに生ずる原子力損害

(c) 国内法令に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故が生じた時に当該原子力事故に関係する核物質が置かれていた輸送手段に生ずる原子力損害。事業者が当該原子力損害について責任を負うことが国内法令により定められている場合には、当該原子力損害の賠償又は補償は、他の損害について事業者が負う責任の額を一億五千万SDR又は締約国の国内法令により設定される、れよりも高い金額よりも低い額に減少させることとなつてはならない。

8 この条約のいかなる規定も、7(c)の規定に従いこの条約の下で事業者が責任を負わない原子力損害について、この条約の範囲外において当該事業者が負う責任に影響を及ぼすものではない。

9 原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に對してのみ行使することができる。ただし、事業者以外の者の財源からの資金を利用することにより賠償又は補償を確保するため、国内法令の規定に従つて利用可能とされる資金の提供者に對して請求する直接の権利が国内法令により認められる場合は、この限りでない。

10 事業者は、原子力事故により生ずる損害について、この条約に基づく国内法令の規定の範囲外において責任を負わない。

第四条 責任の額

1 条約第三条1(a)(ii)の規定が適用される場合を除くほか、施設国は、一の原子力事故について事業者が負う責任の額を次のいずれかの金額に制限することができる。

- (a) 三億SDR以上の金額
- (b) 一億五千万SDR以上の金額。ただし、施設国が、原子力損害の補償を行うため、三億SDR以上の

金額を上限として当該一億五千万SDR以上の金額を超える範囲について公的資金を利用可能とする場合に限る。

2 1の規定にかかわらず、施設国は、原子力施設又は関連する核物質の性質及びそれらに起因する事故により見込まれる影響を考慮して、事業者が負う責任の額についてより低い金額を設定することができる。

ただし、いかなる場合にも当該金額が五百万SDR以上であること及び1の規定により設定される上限の金額まで施設国が公的資金を利用可能とすることを確保することを条件とする。

3 責任を負う事業者について、施設国が1及び2の規定並びに前条7(c)に規定する締約国の法令に従つて設定する金額は、原子力事故が生ずる場所のいかんを問わず適用される。

第五条 金銭上の保証

1(a) 事業者は、原子力損害についての自己の責任を担保するため、施設国が定める金額、種類及び条件の保険その他の金銭上の保証を有し、及び維持しなければならない。施設国は、当該保険その他の金銭上の保証から得られる金額が、当該事業者に対する確定された原子力損害についての賠償又は補償の請求を満たすために十分でない場合には、前条の規定により設定する上限（該当する場合に限る。）を超えない範囲において必要な資金を提供することにより、当該請求についての支払が行われることを確保する。施設国は、事業者が負う責任の額に上限がない場合には、責任を負う事業者の金銭上の保証の上限（三億SDR以上のものに限る。）を設定することができる。施設国は、当該金銭上の保証から得られる金額が、当該事業者に対する確定された原子力損害についての賠償又は補償の請求を満たすために十分でない場合には、この1の規定により定める金銭上の保証の額を超えない範囲において当該請求についての支払が行われることを確保する。

(b) (a)の規定にかかわらず、施設国は、原子力施設又は関連する核物質の性質及びそれらに起因する事故により見込まれる影響を考慮して、事業者の金銭上の保証についてより低い金額を設定することができる。ただし、いかなる場合にも当該金額が五百万SDR以上であること及び保険その他の金銭上の保証から得られる金額が当該事業者に対する確定された原子力損害についての賠償又は補償の請求を満たすために十分でない場合には、施設国が(a)に規定する金銭上の保証の上限まで必要な資金を提供することにより当該請求についての支払が行われることを確保することを条件とする。

2 1の規定は、締約国又はその行政区画に対し、事業者として負う自己の責任を担保するために保険その

官報(号外)

他の金銭上の保証を維持することを求めるものではない。

3 1又は前条1(b)の規定に従つて保険その他の金銭上の保証又は施設国により提供される資金は、この附屬書に基づいて支払われる賠償又は補償のみ充てる。

4 保険者その他の金銭上の保証を提供する者は、1の規定により提供する保険その他の金銭上の保証を停止し、又は取り消す場合には、その停止又は取消しの少なくとも一箇月前に権限のある当局に対して書面により通知するものとし、また、当該保証が核物質の輸送に関するものである場合には、当該輸送の期間中は、当該保証を停止し、又は取り消してはならない。

第六条 輸送

1 輸送中の原子力事故に関する事業者の責任の最高限度額は、施設国の国内法令により規律される。

2、締約国は、自國の領域を通過して行われる核物質の輸送に関し、事業者の責任の額が自國の領域に所在する原子力施設の事業者の責任の最高限度額を超えない額に増加されることを当該輸送の条件とすることができる。

3 2の規定は、次に掲げる輸送については適用しない。

(a) 海上輸送。ただし、緊急の遭難の際に締約国の港に入る権利又は締約国の領域における無害通航権が国際法により認められる場合に限る。

(b) 航空輸送。ただし、締約国領域の上空を飛行し、又はその領域に着陸する権利が合意又は国際法により認められる場合に限る。

第七条 二以上の事業者の責任

1 原子力損害に二以上の事業者の責任が関与する場合において、それぞれの事業者の責めに帰すべき損害を合理的に分割することができないときは、関係する事業者は、連帶して責任を負う。施設国は、前段の規定により設定される責任の額と第四条1の規定により設定する責任の額との差額（該当する場合に限る。）に一の原子力事故について利用可能とする公的資金の金額を制限することができる。

2 核物質の輸送中に、同一の輸送手段において、又は輸送に付随する貯蔵の場合には同一の原子力施設において、原子力事故が生ずる場合において、二以上の事業者の責任が関与する原子力損害が生ずるときは、責任の額の合計は、第四条の規定に従つていざれか一の事業者に適用される責任の額のうち最も高いものを超えないものとする。

3 権限のある裁判所が属する国の法令は、消滅又は時効の期間について、原子力損害を受けた者が損害及び損害について責任を負う事業者を知った日又は知り得た日から三年以上の期間を定めることができる。

3 1及び2に規定する場合のいずれの場合においても、それぞれの事業者の責任は、第四条の規定に従つて当該事業者に適用される責任の額を超えないものとする。

4 1から3までの規定に従つことを条件として、同一の事業者の複数の原子力施設が一の原子力事故に関与する場合には、当該事業者は、関係するそれぞれの原子力施設について、第四条の規定に従つて当該事業者に適用される責任の額まで責任を負う。施設国は、1の規定の例により、利用可能とする公的資金の額を制限することができる。

第八条 国内法令に基づく賠償又は補償

1 この条約の適用上、賠償又は補償の額は、原子力損害の賠償又は補償のための手続において裁定される利息又は費用を考慮することなく決定する。

2 施設国外において生ずる損害の賠償又は補償は、締約国間で自由に移転することができる形態で提供する。

3 国の又は公的な健康保険、社会保険、社会保障、労働者災害補償又は職業病補償の制度が原子力損害の補償を対象とする場合には、当該制度の受益者の権利及び当該制度に基づく求償権は、当該制度を設けている締約国の国内法令又は当該制度を設けている政府間機関の規則により決定する。

第九条 消滅の期間

1 この条約に基づいて賠償又は補償を請求する権利は、原子力事故の日から十年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、施設国の法令により事業者の責任が十年よりも長い期間保険その他の金銭上の保証又は国の資金により担保される場合には、権限のある裁判所が属する国の法令は、事業者に賠償又は補償を請求する権利が十年よりも長い期間（施設国の法令により事業者の責任が担保される期間を超えないものに限る。）の後に消滅することを定めることができる。

2 原子力損害が、原子力事故の時点において、盗取され、紛失し、投棄され、又は遺棄されていた核物質が関与する原子力事故により生ずる場合には、1の規定に従つて定められる期間は、当該原子力事故の日から起算する。ただし、1に規定する法令が適用される場合を除くほか、当該期間は、いかなる場合にも、核物質の盗取、紛失、投棄又は遺棄の日から二十年を超えないものとする。

3 権限のある裁判所が属する国の法令は、消滅又は時効の期間について、原子力損害を受けた者が損害及び損害について責任を負う事業者を知った日又は知り得た日から三年以上の期間を定めることができる。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の
締結について承認を求めるの件に関する報

ただし、当該期間は、1及び2の規定に従つて定められる期間を超えてはならない。

4 締約国の国内法令は、消滅又は時効の期間について原子力事故の日から十年を超える期間を定める場合

には、当該原子力事故の日から十年以内に提起された人の死亡又は人的な損害についての請求を公平かつ適時に満たすための規定を含むものとする。

第十一条 求償権

国内法令は、次に掲げる場合にのみ、事業者が求償権を有することを定めることができる。

(a) 書面による契約によりその旨が明示的に定められる場合

(b) 原子力事故が、損害を生じさせることを意図した自然人の作為又は不作為により生じた場合において、当該自然人に対して求償するとき。

第十二条 準拠法

この条約の規定が適用される場合を除くほか、原子力事故により生ずる原子力損害の賠償又は補償の性質、形態、範囲及び公平な配分は、権限のある裁判所が属する国の法令により規律される。

告書

本件の目的及び要旨

一千九百八十六年四月にチエルノブイリ原子力発電所で事故が生じた後、原子力損害の賠償について検討する機運が世界的に高まり、国際原子力機関(以下「IAEA」という。)は、一千九百八十九年二月の理事会において原子力損害についての責任に関するワーキング・グループを設置し、既存の制度の強化等について検討した。

その後、原子力損害についての責任に関する常任委員会が開催され、ここでは、一定水準以上の賠償が迅速に行われるよう、各締約国が自国の原子力損害賠償制度に反映すべき基本的な事項(原子力事業者が無過失で責任を負うこと、責任上限額、賠償すべき損害の範囲等)や国際的な裁判管轄権の調整等について定め、国内の原子力賠償制度上の責任上限額を超える損害を全ての締約国が拠出する資金により一定程度補償する制度を持つ原子力損害の補完的な補償に関する条約の起草作業が行われた。

本条約は、一千九百九十七年九月に IAEA において開催された外交会議において我が国を含む賛成多数で採択され、同月に開催された第四十一回 IAEA 総会において署名のために開放された。

本条約は、原子力損害の賠償額を増加するためには、締約国間で補完的な資金調達の制度を設けられること、事故発生国に裁判管轄権が専属すること等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 本条約は、原子力損害についての民事責任に関するヴィーン条約及び原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約のいずれかを実施する国内法令又は本条約の附屬書の規定に適合する国内法令に従つて設けられる各締約国との賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。

2 本条約の制度は、締約国の領域内に所在し、平和的目的のために使用される原子力施設の事業者が責任を負う原子力損害に適用すること。

3 本条約の適用上、「原子力損害」とは、人の死亡又は人的な損害、財産の滅失又は損傷、それらの損害から生ずる経済的の損失、重大な環境の悪化に対する回復措置費用等をいうこと。

4 原子力事故一件当たりの原子力損害に関する賠償又は補償は、次の措置等により確保されること。

(1) 原子力施設が自国の領域内に所在する締約国は、三億特別引出権(SDR)以上の金額を利用可能であることを確保すること。

(2) (1)の金額に加え、締約国は、5に従つて算定される公的資金の金額を利用可能とすること。

(3) (1)及び(2)による原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配されること。

5 (4)の公的資金を利用可能とするための拠出金は、原子力設備容量及び国連分担率から算定されること。

6 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、

報 告 (号 外)

原子力事故により生ずる損害が4(一)に従つて利用可能とされる金額を超え、又は超えることが見込まれ、かつ、4(二)に基づき拠出される公的資金が必要となる可能性があると認められる場合には、他の締約国に対し当該原子力事故について直ちに通報すること。

7 自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、6の通報後、4(二)の公的資金が実際に必要となる限度で、当該資金が実際に必要となる時に、他の締約国に対し当該資金を利用可能とすることを要請すること。

8 原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、原則として、当該原子力事故が官省内で生じた締約国の裁判所に専属することと。なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、事業者が原子力損害について無過失責任を負うこと、原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使できること等を規定している。

また、我が国は、原子力施設の敷地内の財産であつて、当該原子力施設に関連して使用されるもの等に生ずる原子力損害について、事業者が責任を負わない旨の規定等に対し、所要の留保を付する予定である。

本条約は、五以上の国であつて、その原子力設備容量の合計が四十万単位以上となるものが批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後九十日目の日に効力を生ずることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二

本件の議決理由

本条約を締結し、その早期発効に寄与することは、原子力損害に関する国際的な賠償制度の構築への貢献、原子力事故時の賠償の充実と被害者の迅速かつ公平な救済及び法的予見性の向上が可能になることから有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本条約の締結により、一定の場合に、拠出金支払義務が生ずるため、予算措置を必要とする。

右報告する。

平成二十六年十一月十二日

衆議院議長 伊吹 文明殿
外務委員長 土屋 品子

官 報 (号 外)

平成二十六年十一月十三日 衆議院會議錄第十三号

第一回
明治三十五年三月三十日
郵便物認可日

發行所
二東京一 独立行政法人 國立印刷局
五番地 五号室 五区 虎ノ門四 門前 二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 三三〇円 一部 一三〇円)